

4. その他地球温暖化対策に関する事項

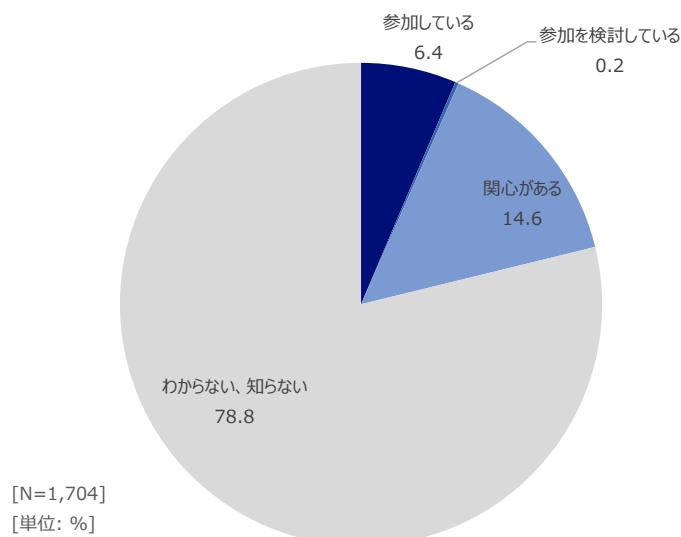
(1) 国際イニシアチブへの参加状況 <Q3-1>

1) 気候変動に対するイニシアチブへの参加状況 <Q3-1(1)>

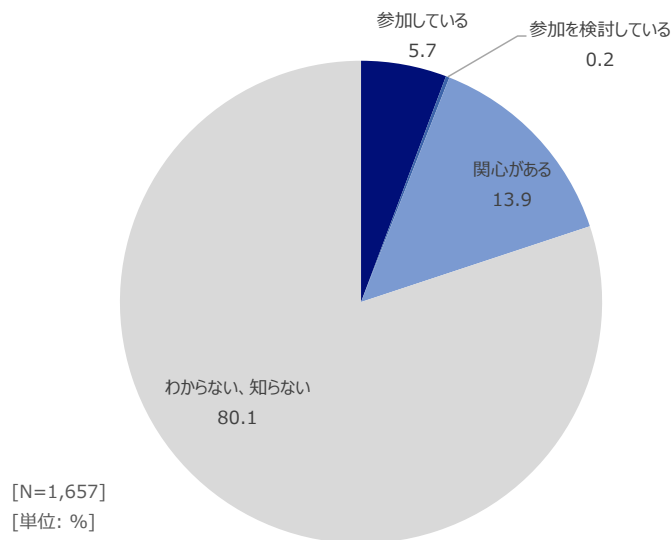
都道府県・市区町村における気候変動に対するイニシアチブへの参加状況について、「わからない、知らない」(78.8%) が最も多い。「関心がある」(14.6%)、「参加している」(6.4%)、「参加を検討している」(0.2%) が続く。「関心がある」と回答した団体は248団体で昨年度調査の203団体から45団体増加しており、関心の高まりが確認できる。

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市においては「参加している」、団体があわせて75%以上となっている。

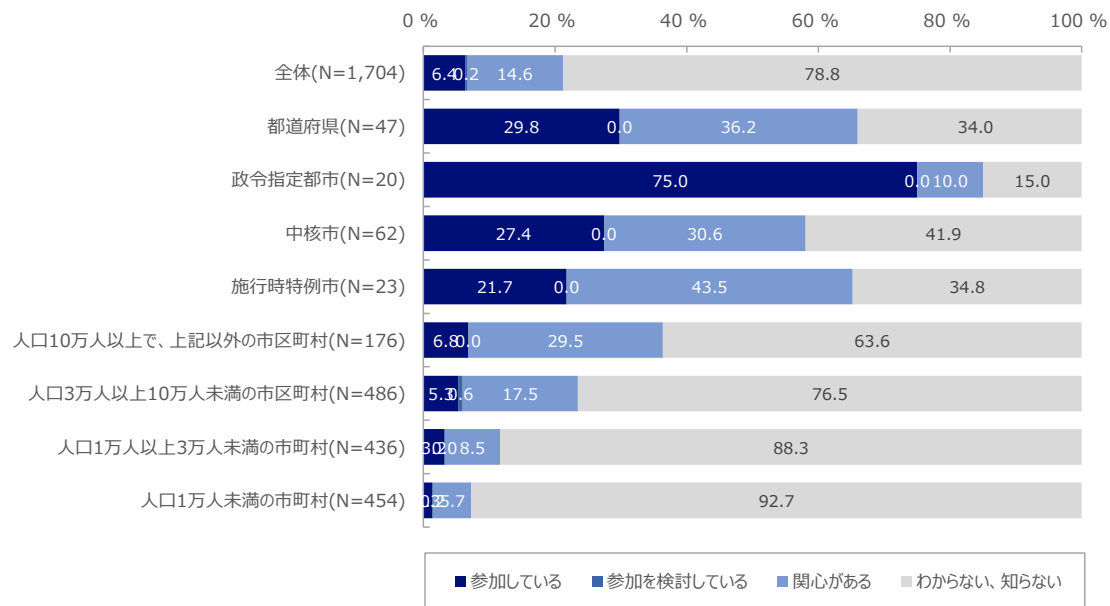
図表 1 気候変動に対するイニシアチブへの参加状況



図表 2 気候変動に対するイニシアチブへの参加状況【基礎自治体】



図表 3 気候変動に対するイニシアチブへの参加状況【団体区分別】



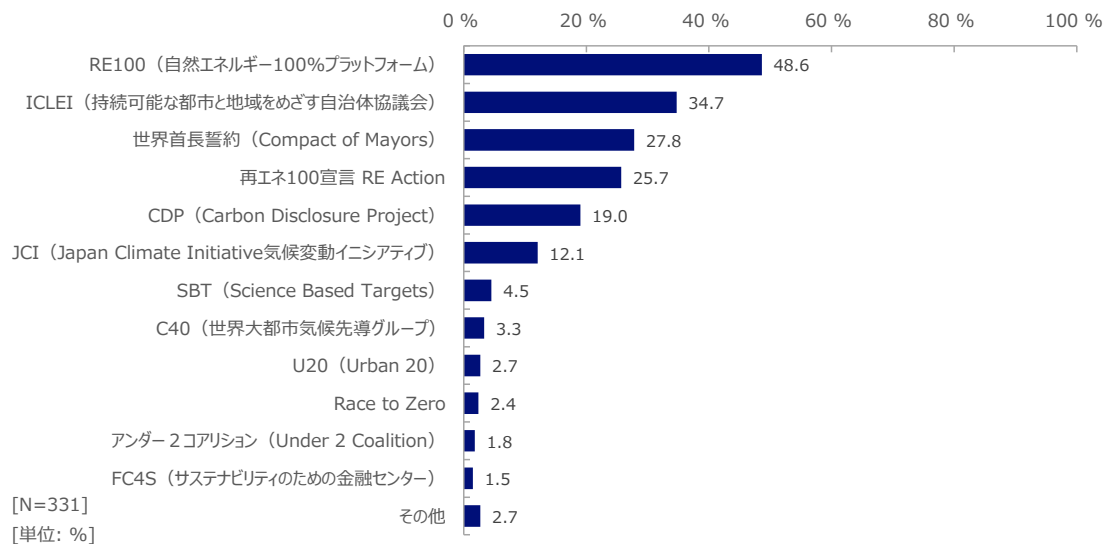
		参加している	参加を検討している	関心がある	わからない、知らない	合計
回答数	全体	109	4	248	1,343	1,704
	都道府県	14	0	17	16	47
	政令指定都市	15	0	2	3	20
	中核市	17	0	19	26	62
	施行時特例市	5	0	10	8	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	0	52	112	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	26	3	85	372	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	14	0	37	385	436
	人口1万人未満の市町村	6	1	26	421	454
比率 (%)	全体(N=1,704)	6.4	0.2	14.6	78.8	
	都道府県(N=47)	29.8	0.0	36.2	34.0	
	政令指定都市(N=20)	75.0	0.0	10.0	15.0	
	中核市(N=62)	27.4	0.0	30.6	41.9	
	施行時特例市(N=23)	21.7	0.0	43.5	34.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	6.8	0.0	29.5	63.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	5.3	0.6	17.5	76.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=436)	3.2	0.8	8.5	88.3	
	人口1万人未満の市町村(N=454)	1.3	0.7	5.7	92.7	

2) 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）
イニシアチブ <Q3-1(2)>

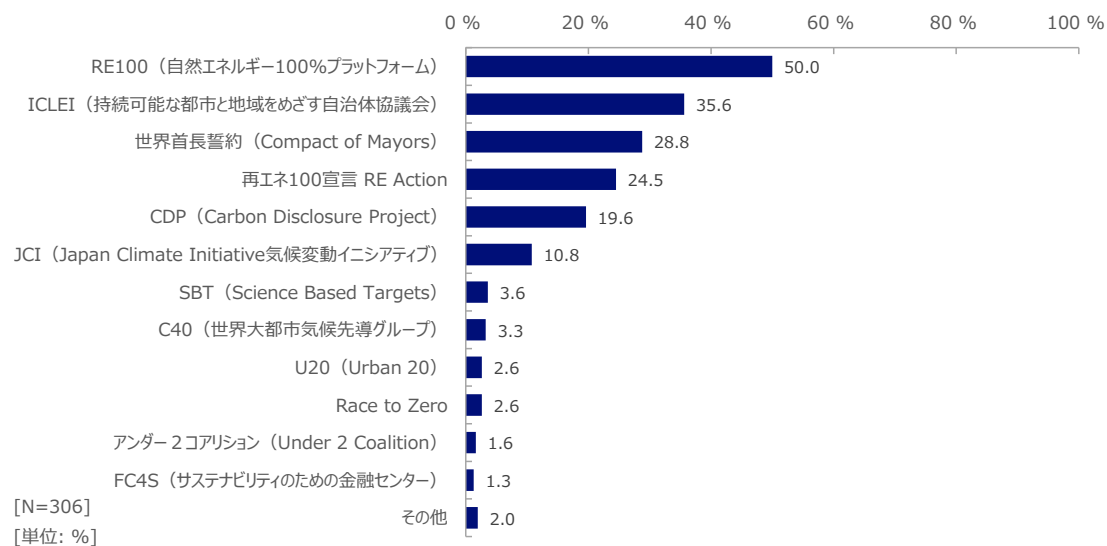
気候変動に対するイニシアチブへ参加している、もしくは参加を検討している、関心がある団体における、参加（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブは、「RE100（自然エネルギー100%プラットフォーム）」（48.6%）が最も多く、「ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）」（34.7%）、「世界首長誓約（Compact of Mayors）」（27.8%）と続く。

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市、人口 1 万人未満の市町村では「ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）」の割合が最も高い。

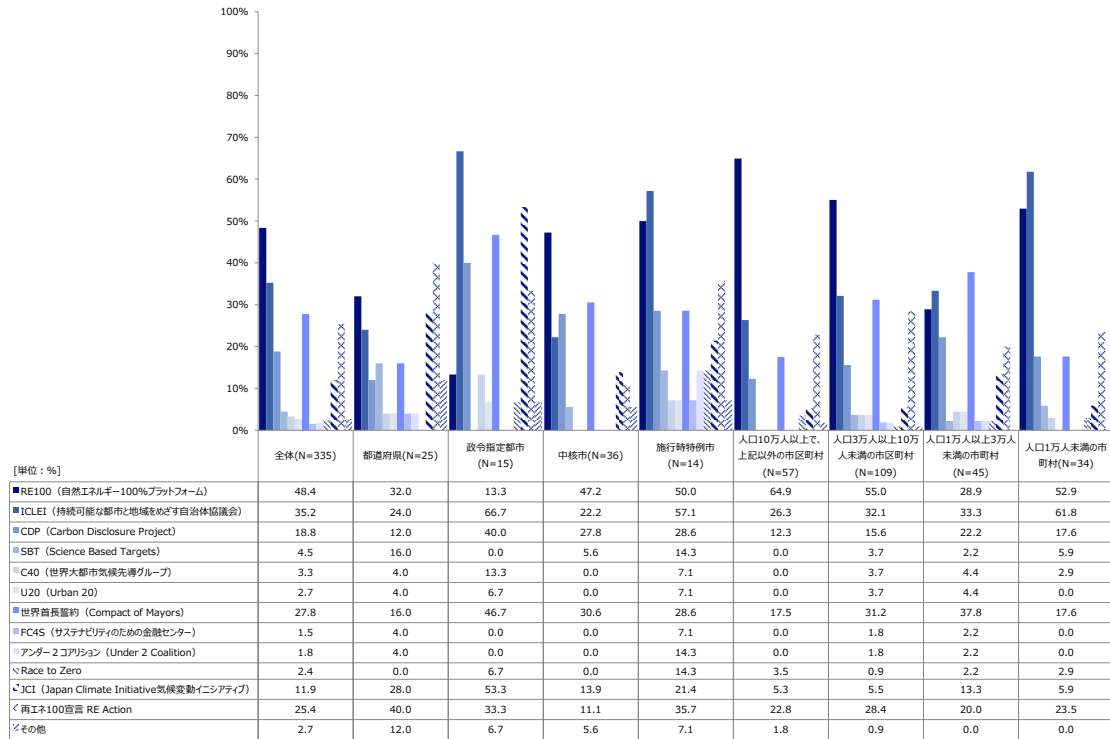
図表 4 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブ



図表 5 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブ【基礎自治体】



図表 6 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブ【団体区分別】



		RE100（自然エネルギー100%プラットフォーム）	ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）	CDP（Carbon Disclosure Project）	SBT（Science Based Targets）	C40（世界大都市気候先導グループ）	U20（Urban 20）	世界首長誓約（Compact of Mayors）	FC4S（サステナビリティのための金融センター）	アンダー・2 コアリション（Under 2 Coalition）	Race to Zero	JCI（Japan Climate Initiative気候変動イニシアティブ）	再エネ100宣言 RE Action	その他	合計
回答数	全体	162	118	63	15	11	9	93	5	6	8	40	85	9	335
	都道府県	8	6	3	4	1	1	4	1	1	0	7	10	3	25
	政令指定都市	2	10	6	0	2	1	7	0	0	1	8	5	1	15
	中核市	17	8	10	2	0	0	11	0	0	0	5	4	2	36
	施行時特例市	7	8	4	2	1	1	4	1	2	2	3	5	1	14
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	37	15	7	0	0	0	10	0	0	2	3	13	1	57
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	60	35	17	4	4	4	34	2	2	1	6	31	1	109
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	13	15	10	1	2	2	17	1	1	1	6	9	0	45
	人口1万人未満の市区町村	18	21	6	2	1	0	6	0	0	1	2	8	0	34
	全体(N=335)	48.4	35.2	18.8	4.5	3.3	2.7	27.8	1.5	1.8	2.4	11.9	25.4	2.7	
比率（％）	都道府県(N=25)	32.0	24.0	12.0	16.0	4.0	4.0	16.0	4.0	4.0	0.0	28.0	40.0	12.0	
	政令指定都市(N=15)	13.3	66.7	40.0	0.0	13.3	6.7	46.7	0.0	0.0	6.7	53.3	33.3	6.7	
	中核市(N=36)	47.2	22.2	27.8	5.6	0.0	0.0	30.6	0.0	0.0	0.0	13.9	11.1	5.6	
	施行時特例市(N=14)	50.0	57.1	28.6	14.3	7.1	7.1	28.6	7.1	14.3	14.3	21.4	35.7	7.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=57)	64.9	26.3	12.3	0.0	0.0	0.0	17.5	0.0	0.0	3.5	5.3	22.8	1.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=109)	55.0	32.1	15.6	3.7	3.7	3.7	31.2	1.8	1.8	0.9	5.5	28.4	0.9	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=45)	28.9	33.3	22.2	2.2	4.4	4.4	37.8	2.2	2.2	2.2	13.3	20.0	0.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=34)	52.9	61.8	17.6	5.9	2.9	0.0	17.6	0.0	0.0	2.9	5.9	23.5	0.0	
	全体(N=335)	48.4	35.2	18.8	4.5	3.3	2.7	27.8	1.5	1.8	2.4	11.9	25.4	2.7	
	都道府県(N=25)	32.0	24.0	12.0	16.0	4.0	4.0	16.0	4.0	4.0	0.0	28.0	40.0	12.0	
	政令指定都市(N=15)	13.3	66.7	40.0	0.0	13.3	6.7	46.7	0.0	0.0	6.7	53.3	33.3	6.7	

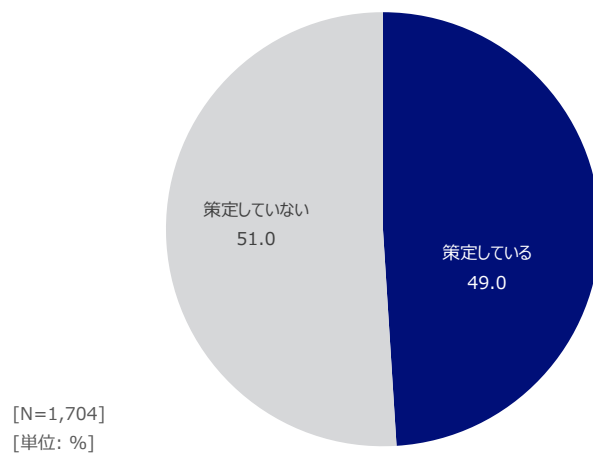
（２）地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

<Q3-2>

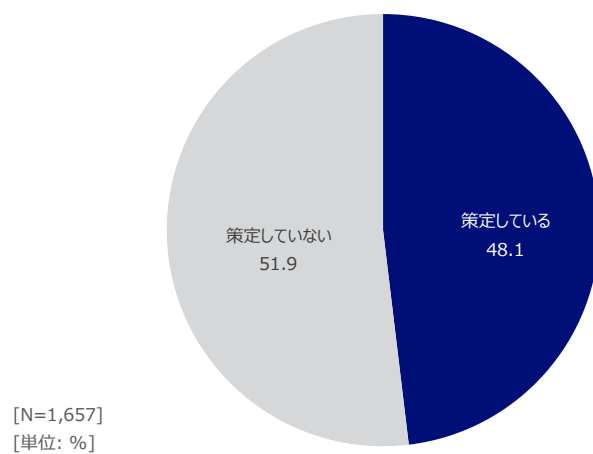
１）地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況 <Q3-2(1)>

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例を制定している団体は、回答団体全体の 26.7%である（基礎自治体においては 48.1%）。

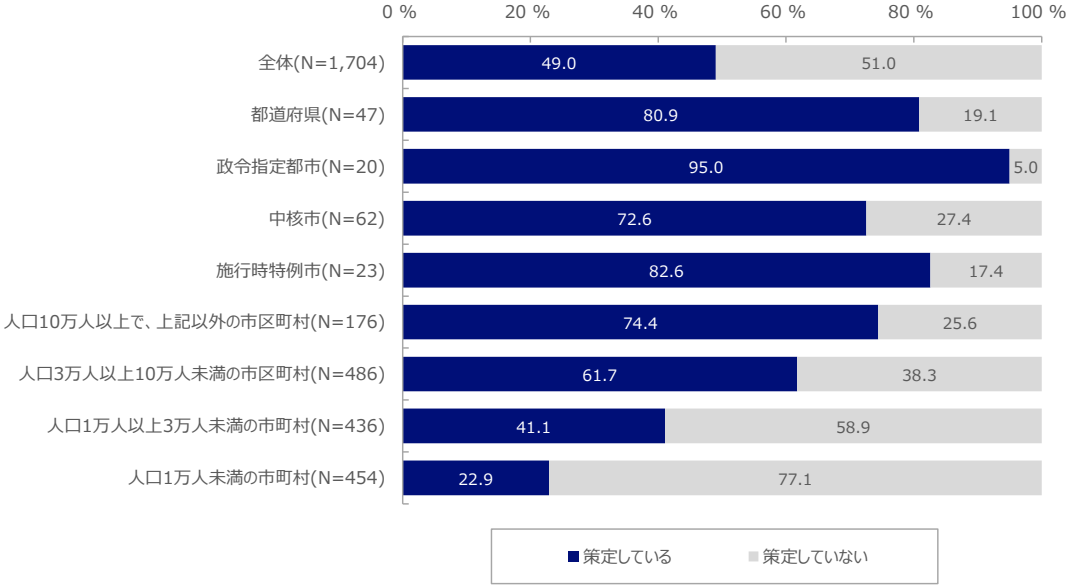
図表 7 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況



図表 8 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況
【基礎自治体】



図表 9 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況
【団体区分別】

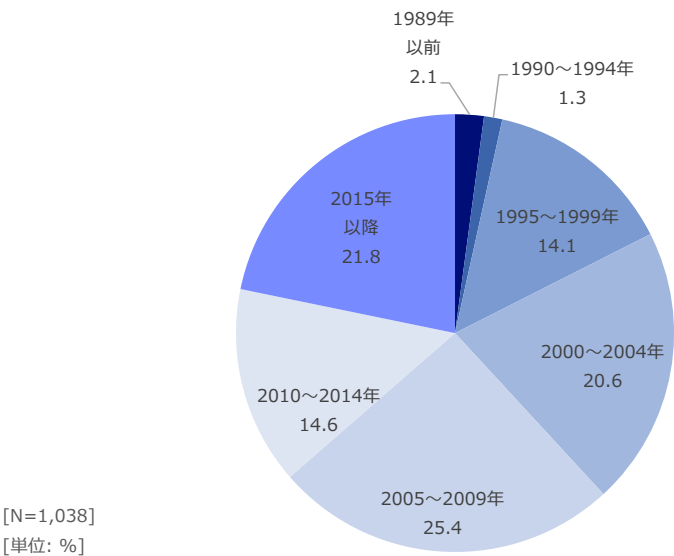


		策定している	策定していない	合計
回答数	全体	835	869	1,704
	都道府県	38	9	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	45	17	62
	施行時特例市	19	4	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	131	45	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	300	186	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	179	257	436
	人口1万人未満の市町村	104	350	454
比率 (%)	全体(N=1,704)	49.0	51.0	
	都道府県(N=47)	80.9	19.1	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=62)	72.6	27.4	
	施行時特例市(N=23)	82.6	17.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	74.4	25.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	61.7	38.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=436)	41.1	58.9	
	人口1万人未満の市町村(N=454)	22.9	77.1	

2) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年・目的 <Q3-2(1)>

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年は、「2005～2009 年」(25.4%)、次いで「2000～2004 年」(20.6%)、「2010～2014 年」(14.6%)となっている。

図表 10 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年

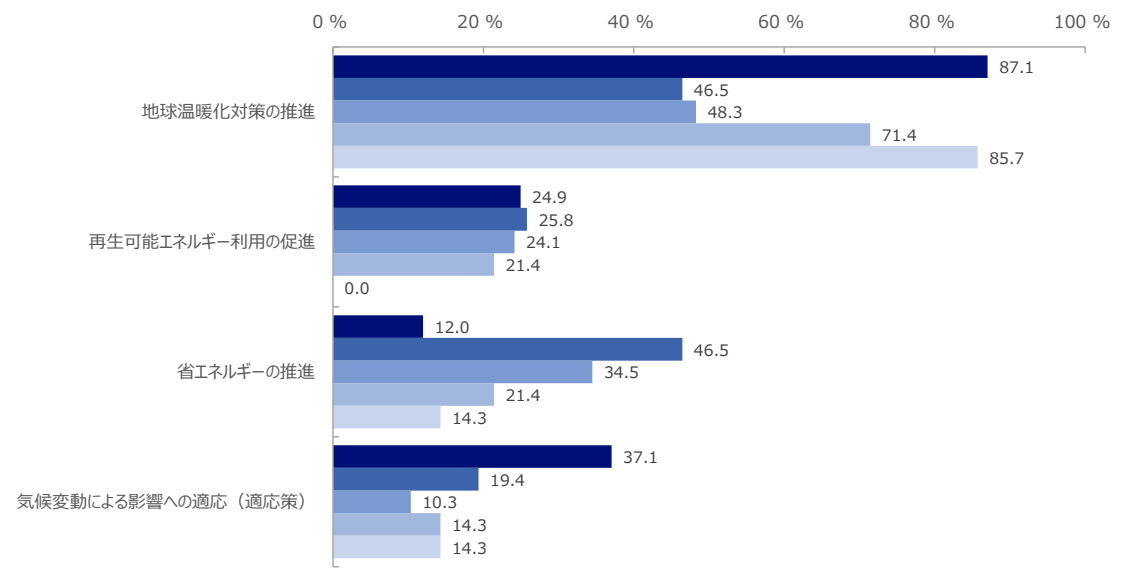


注) 1つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなく、のべ条例数に占める割合である。

	1989年 以前	1990～1994年	1995～1999年	2000～2004年	2005～2009年	2010～2014年	2015年 以降	合計
全体	22	14	146	214	264	152	226	1,038
比率 (%)	2.1	1.3	14.1	20.6	25.4	14.6	21.8	

条例の目的は、「地球温暖化対策推進」(79.7%)が最も多く、「省エネルギーの推進」(24.8%)、「再生可能エネルギー利用の促進」(17.9%)と続く。

図表 11 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の目的



注）1つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなく、のべ条例数に占める割合である。

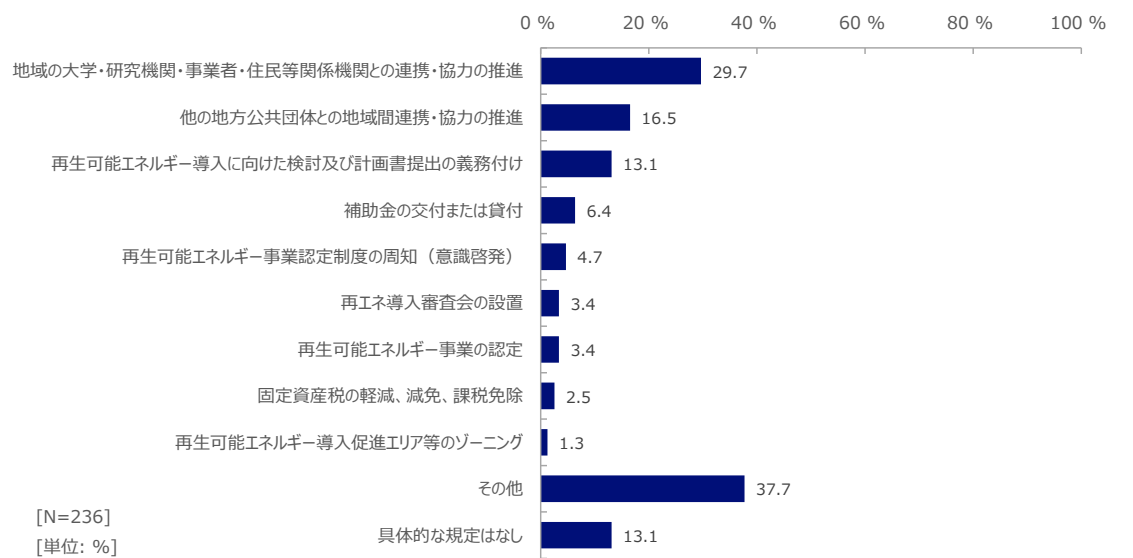
		地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による影響への適応（適応策）	合計
全体	条例①の目的	726	208	100	309	834
	条例②の目的	72	40	72	30	155
	条例③の目的	14	7	10	3	29
	条例④の目的	10	3	3	2	14
	条例⑤の目的	6	0	1	1	7
全体		828	258	186	345	1,039
比率（％）	条例①の目的(N=834)	87.1	24.9	12.0	37.1	
	条例②の目的(N=155)	46.5	25.8	46.5	19.4	
	条例③の目的(N=29)	48.3	24.1	34.5	10.3	
	条例④の目的(N=14)	71.4	21.4	21.4	14.3	
	条例⑤の目的(N=7)	85.7	0.0	14.3	14.3	
比率（％）		79.7	24.8	17.9	33.2	

「条例①の目的」では「地球温暖化対策の推進」(87.1%)が最も高く、次いで「気候変動による影響への適応（適応策）」(37.1%)、「再生可能エネルギー利用の促進」(24.9%)と続く。
「条例②の目的」では「地球温暖化対策の推進」(46.5%)が最も高く、次いで「省エネルギーの推進」(46.5%)、「再生可能エネルギー利用の促進」(25.8%)と続く。
「条例③の目的」では「地球温暖化対策の推進」(48.3%)が最も高く、次いで「省エネルギーの推進」(34.5%)、「再生可能エネルギー利用の促進」(24.1%)と続く。
「条例④の目的」では「地球温暖化対策の推進」(71.4%)が最も高く、次いで「再生可能エネルギー利用の促進」(21.4%)、「省エネルギーの推進」(21.4%)と続く。
「条例⑤の目的」では「地球温暖化対策の推進」(85.7%)が最も高く、次いで「省エネルギーの推進」(14.3%)、「気候変動による影響への適応（適応策）」(14.3%)と続く。
「地球温暖化対策の推進」(79.7%)が最も高く、次いで「気候変動による影響への適応（適応策）」(33.2%)、「再生可能エネルギー利用の促進」(24.8%)と続く。

3) 「再生可能エネルギー利用の促進」を目的とする条例における
制定内容 <Q3-2(2)>

「地域の大学・研究機関・事業者・住民等関係機関との連携・協力の推進」
(29.7%)が最も高く、次いで「他地方公共団体との地域間連携・協力の推進」
(16.5%)、「再生可能エネルギー導入に向けた検討及び計画書提出の義務付け」
(13.1%)、「再生可能エネルギー導入促進エリア等のゾーニング」
(13.1%)と続く。

図表 12 「再生可能エネルギー利用の促進」を目的とする条例における
制定内容



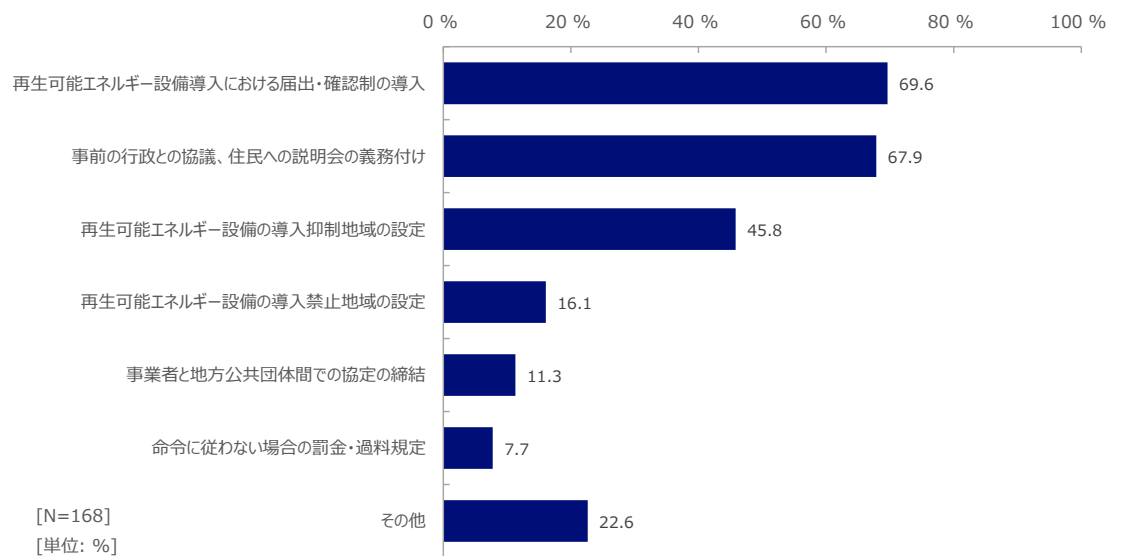
	固定資産税の軽減、減免、課税免除	補助金の交付または貸付	再生可能エネルギー導入促進エリア等のゾーニング	再生可能エネルギー導入に向けた検討及び計画書提出の義務付け	他の地方公共団体との地域間連携・協力の推進	地域の大学・研究機関・事業者・住民等関係機関との連携・協力の推進	再エネ導入審査会の設置	再生可能エネルギー事業の認定	再生可能エネルギー事業認定制度の周知（意識啓発）	その他	具体的な規定はなし	合計
全体	6	15	3	31	39	70	8	8	11	89	31	236
比率	2.5	6.4	1.3	13.1	16.5	29.7	3.4	3.4	4.7	37.7	13.1	

4) 「再生可能エネルギー利用の規制」を目的とする条例における
制定内容、規制対象エネルギー <Q3-2(3)>

①制定内容

「再生可能エネルギー設備導入における届出・確認制の導入」(69.6%)が最も高く、次いで「事前の行政との協議、住民への説明会の義務付け」(67.9%)、「再生可能エネルギー設備の導入抑制地域の設定」(45.8%)と続く。「事前の行政との協議、住民への説明会の義務付け」は昨年度回答の 49.6%から大幅に増加しており、再エネ利用が進む中で規制の整備も急速に進んでいると考えられる。

図表 13 「再生可能エネルギー利用の規制」を目的とする条例における
制定内容

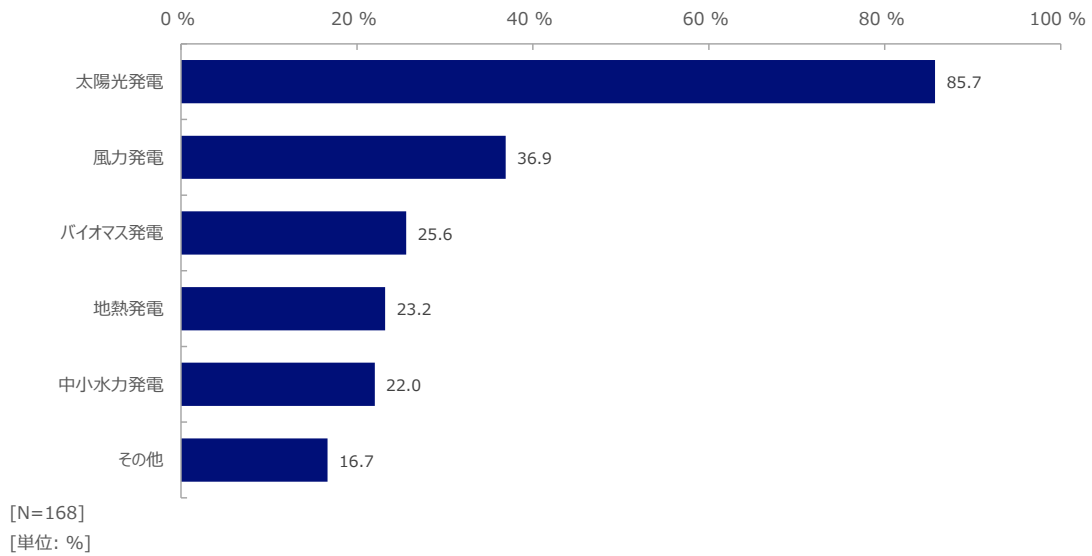


	再生可能エネルギー設備の導入抑制地域の設定	再生可能エネルギー設備の導入禁止地域の設定	再生可能エネルギー設備導入における届出・確認制の導入	事業者と地方公共団体間での協定の締結	事前の行政との協議、住民への説明会の義務付け	命令に従わない場合の罰金・過料規定	その他	合計
全体	77	27	117	19	114	13	38	168
比率	45.8	16.1	69.6	11.3	67.9	7.7	22.6	

②規制対象とするエネルギー

「太陽光発電」(85.7%)が最も高く、次いで「風力発電」(36.9%)、「バイオマス発電」(25.6%)と続く。

図表 14 「再生可能エネルギー利用の規制」を目的とする条例における対象としているエネルギー



	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	地熱発電	バイオマス発電	その他	合計
全体	144	62	37	39	43	28	168
比率	85.7	36.9	22.0	23.2	25.6	16.7	

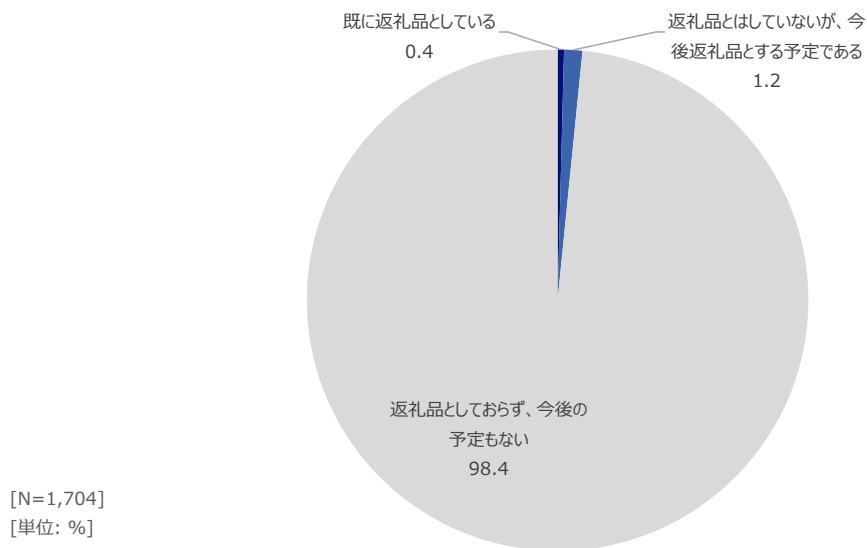
(3) ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用状況

<Q3-3>

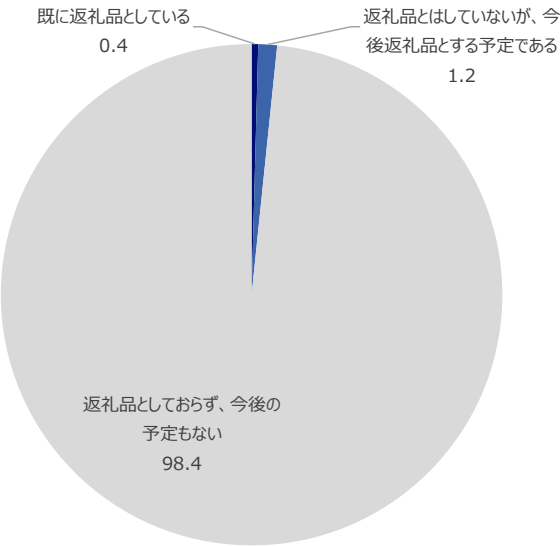
1) ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用状況<Q3-3>

「地域の太陽光発電所等で発電した再生可能エネルギー電源に由来する電力」をふるさと納税の返礼品として活用している団体は 0.4%（7 団体）で、昨年度の 3 団体から増加した。今後活用予定としている団体は 1.2%（20 団体）で団体数としては昨年度 22 団体から減少しており、予定していた団体の一部が、今年度実行に移したと読み取れる。

図表 15 ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用状況



図表 16 ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用状況
【基礎自治体】



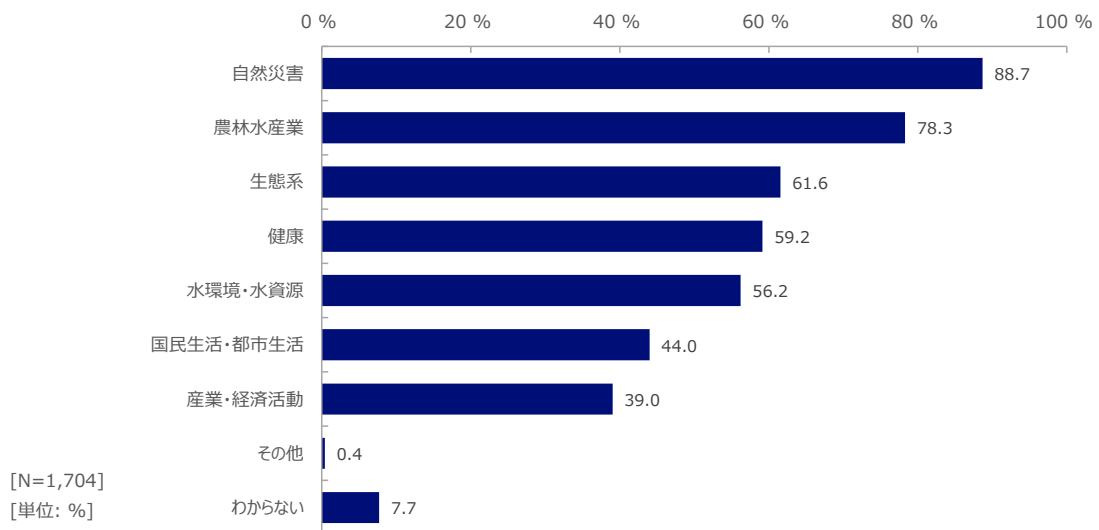
[N=1,657]
[単位: %]

(4) 気候変動適応に関する取組状況 <Q3-4>

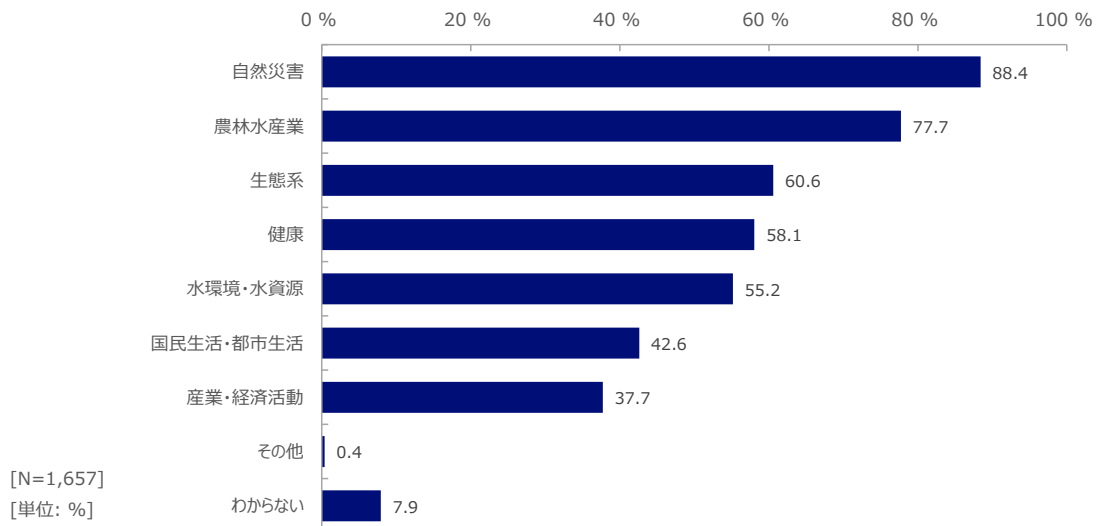
1) 気候変動の影響が懸念される分野 <Q3-4(1)>

都道府県・市区町村において、気候変動の影響が懸念される分野としては、「自然災害」(88.7%)が最も高く、次いで「農業水産業」(78.3%)、「生態系」(61.6%)と続く。

図表 17 気候変動の影響が懸念される分野

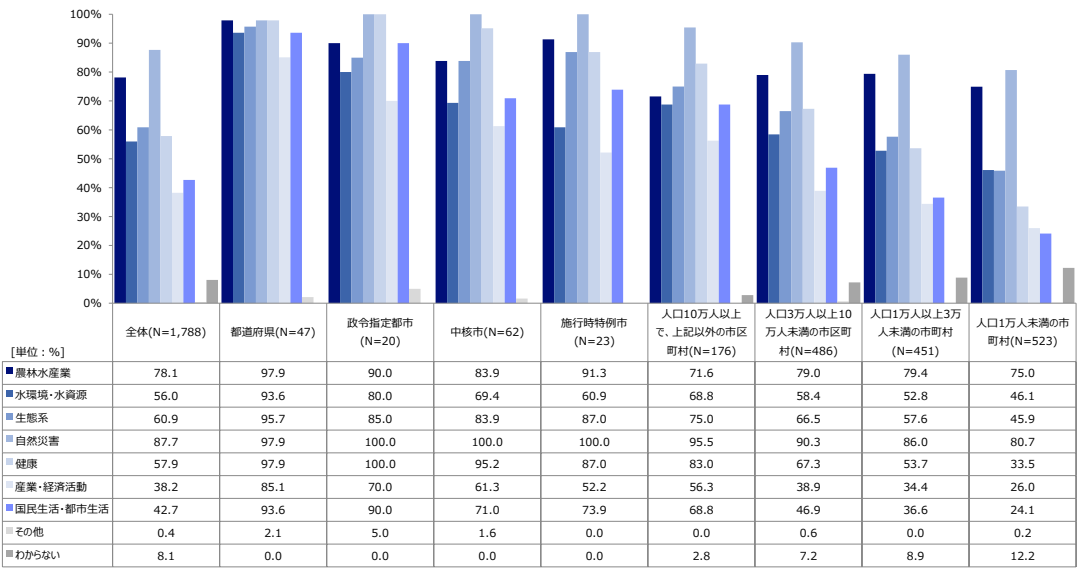


図表 18 気候変動の影響が懸念される分野【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、気候変動の影響に対する懸念は、小規模な市区町村に比べ、都道府県や大規模な市区町村の方が全般的に大きい傾向がある。自然災害は共通して懸念事項となっており、市民生活への直接的な影響のあるものが、特に影響として懸念されている。

図表 19 気候変動の影響が懸念される分野【団体区分別】



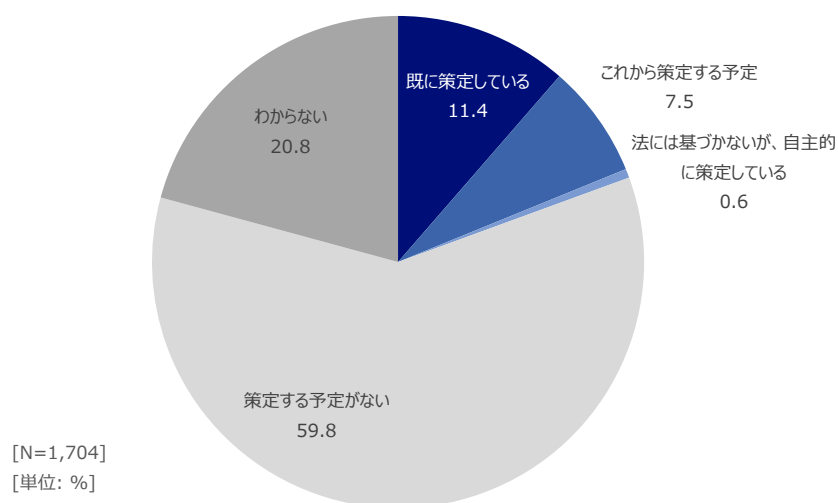
		農林水産業	水環境・水資源	生態系	自然災害	健康	産業・経済活動	国民生活・都市生活	その他	わからない	合計
回答数	全体	1,397	1,001	1,089	1,568	1,035	683	763	7	144	1,788
	都道府県	46	44	45	46	46	40	44	1	0	47
	政令指定都市	18	16	17	20	20	14	18	1	0	20
	中核市	52	43	52	62	59	38	44	1	0	62
	施行時特例市	21	14	20	23	20	12	17	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	126	121	132	168	146	99	121	0	5	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	384	284	323	439	327	189	228	3	35	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	358	238	260	388	242	155	165	0	40	451
	人口1万人未満の市町村	392	241	240	422	175	136	126	1	64	523
比率（％）	全体(N=1,788)	78.1	56.0	60.9	87.7	57.9	38.2	42.7	0.4	8.1	
	都道府県(N=47)	97.9	93.6	95.7	97.9	97.9	85.1	93.6	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	90.0	80.0	85.0	100.0	100.0	70.0	90.0	5.0	0.0	
	中核市(N=62)	83.9	69.4	83.9	100.0	95.2	61.3	71.0	1.6	0.0	
	施行時特例市(N=23)	91.3	60.9	87.0	100.0	87.0	52.2	73.9	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	71.6	68.8	75.0	95.5	83.0	56.3	68.8	0.0	2.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	79.0	58.4	66.5	90.3	67.3	38.9	46.9	0.6	7.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=451)	79.4	52.8	57.6	86.0	53.7	34.4	36.6	0.0	8.9	
	人口1万人未満の市町村(N=523)	75.0	46.1	45.9	80.7	33.5	26.0	24.1	0.2	12.2	

2) 地域気候変動適応計画の策定状況 <Q3-4(2)>

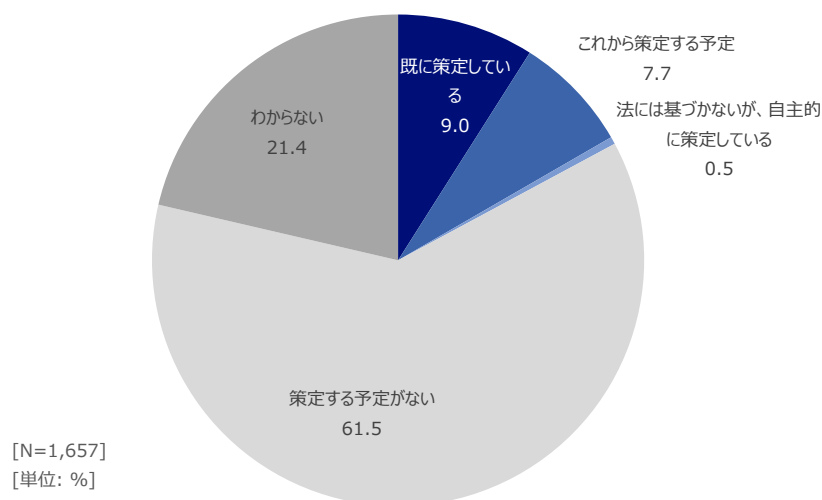
都道府県・市区町村における地域気候変動適応計画の策定状況としては、「策定する予定がない」(59.8%)が最も多い。

「既に策定している」(11.4%)、「これから策定する予定」(7.5%)、「法には基づかないが、自主的に策定している」(0.6%)と続く。

図表 20 地域気候変動適応計画の策定状況

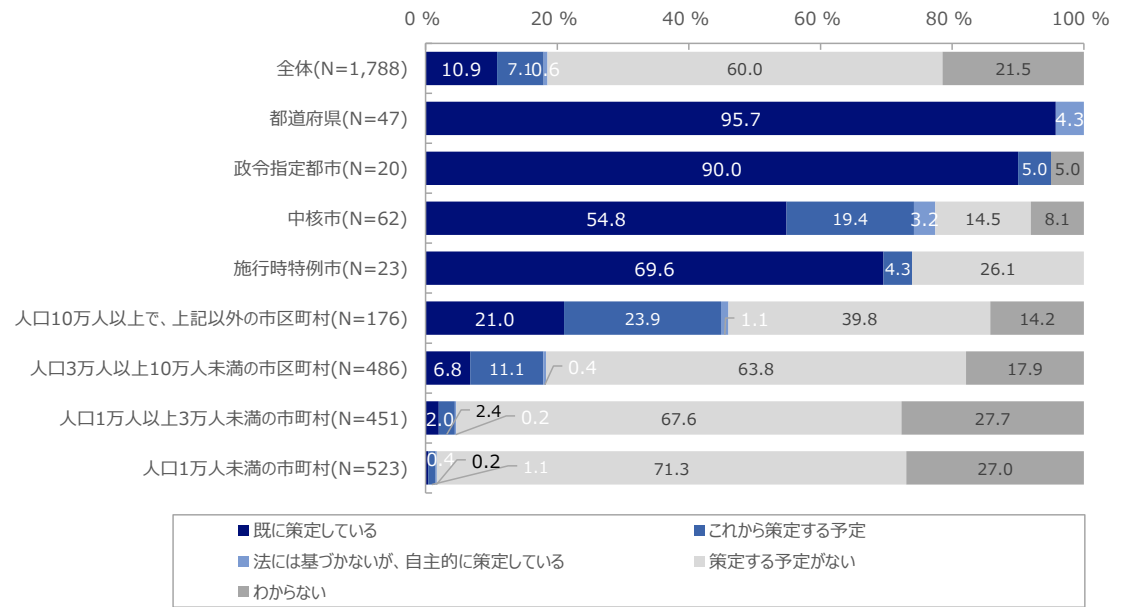


図表 21 地域気候変動適応計画の策定状況【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市においては 90%以上の団体が「既に策定している」を選択している。一方、人口 10 万人未満の市区町村では、「策定する予定がない」を選択する団体が約 70%となっており、人手不足から適応計画の策定に割ける人員がいないと予想される。

図表 22 地域気候変動適応計画の策定状況【団体区分別】

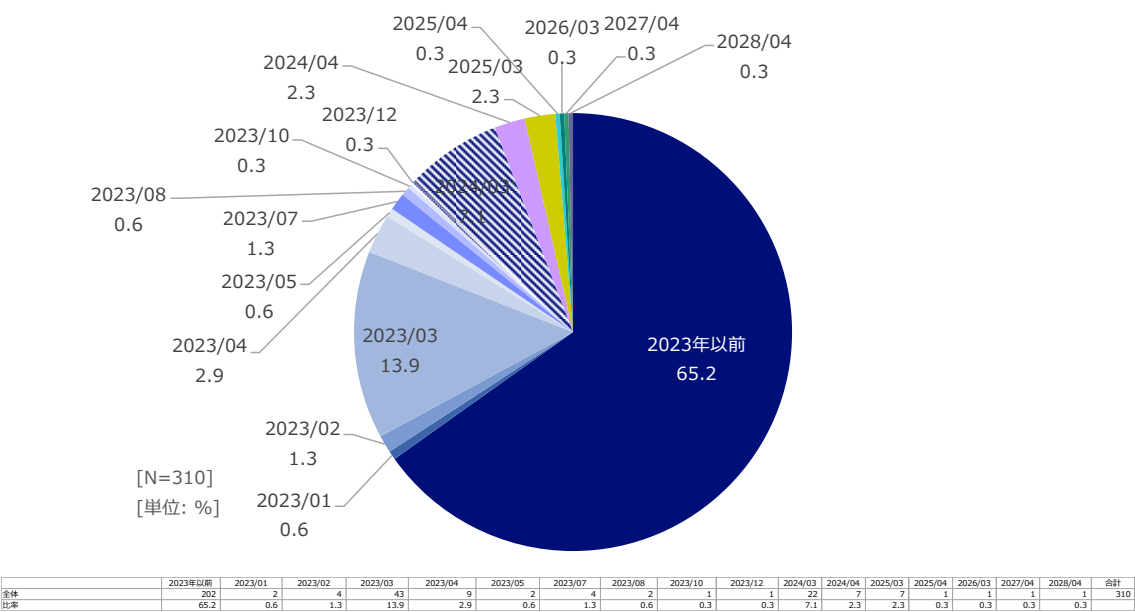


		既に策定している	これから策定する予定	法には基づかないが、自主的に策定している	策定する予定がない	わからない	合計
回答数	全体	194	127	10	1,073	384	1,788
	都道府県	45	0	2	0	0	47
	政令指定都市	18	1	0	0	1	20
	中核市	34	12	2	9	5	62
	施行時特例市	16	1	0	6	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	37	42	2	70	25	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	33	54	2	310	87	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	11	1	305	125	451
比率 (%)	人口1万人未満の市町村	2	6	1	373	141	523
	全体(N=1,788)	10.9	7.1	0.6	60.0	21.5	
	都道府県(N=47)	95.7	0.0	4.3	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	90.0	5.0	0.0	0.0	5.0	
	中核市(N=62)	54.8	19.4	3.2	14.5	8.1	
	施行時特例市(N=23)	69.6	4.3	0.0	26.1	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	21.0	23.9	1.1	39.8	14.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	6.8	11.1	0.4	63.8	17.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=451)	2.0	2.4	0.2	67.6	27.7	
	人口1万人未満の市町村(N=523)	0.4	1.1	0.2	71.3	27.0	

①策定年月

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画策定年月（予定も含む）としては、「2023 年以前」（65.2%）が最も多い。

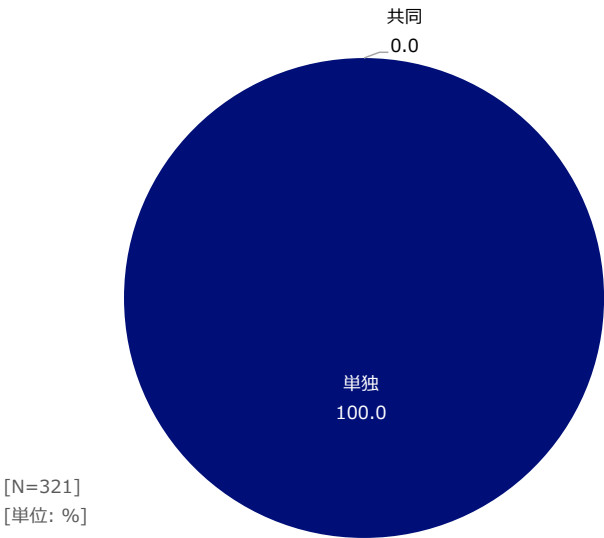
図表 23 地域気候変動適応計画の策定及び直近の改定年度



②策定実態

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の策定実態については、100%の団体が「単独」での計画策定と回答している。

図表 24 地域気候変動適応計画の策定実態

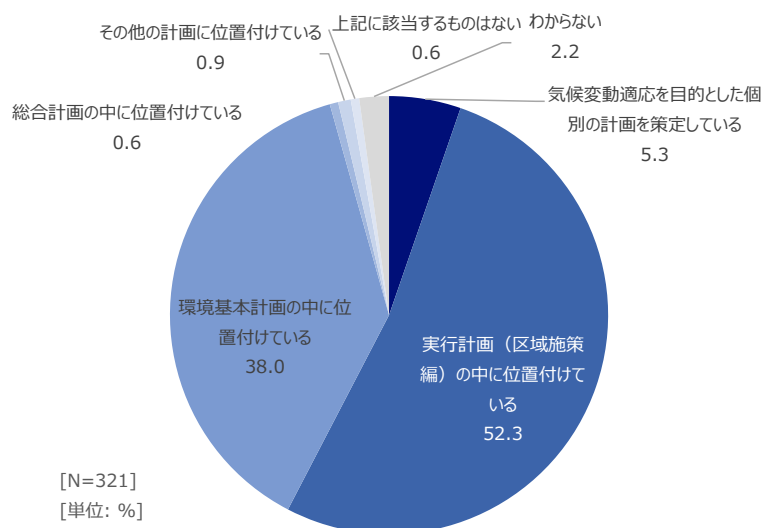


	単独	共同	合計
全体	321	0	321
比率	100.0	0.0	

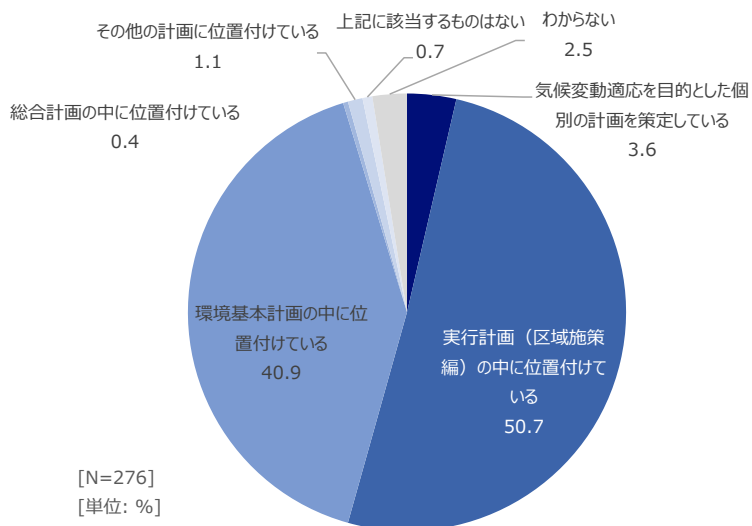
③計画の位置づけ

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の位置づけは、「実行計画（区域施策編）の中に位置付けている」（52.3%）が最も多い。「環境基本計画の中に位置付けている」団体も 38.0%存在する。

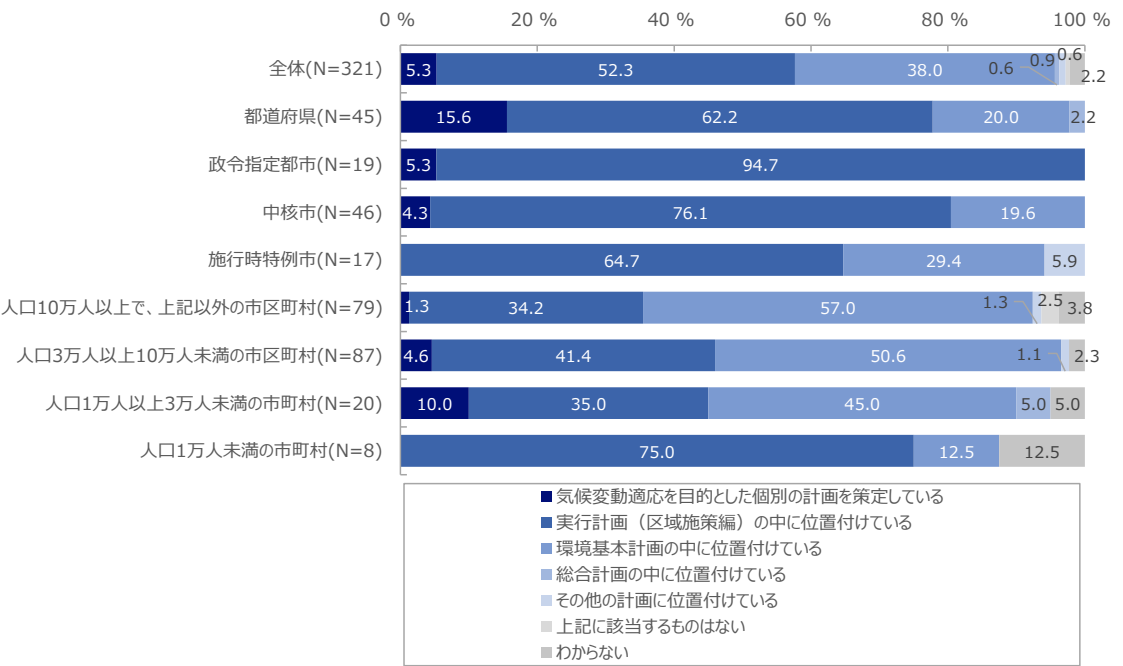
図表 25 地域気候変動適応計画の位置づけ



図表 26 地域気候変動適応計画の位置づけ【基礎自治体】



図表 27 地域気候変動適応計画の位置づけ【団体区分別】

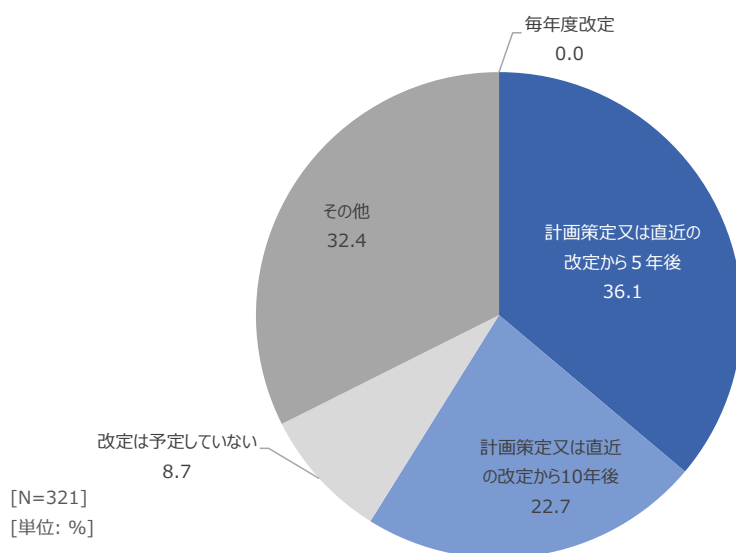


		気候変動適応を目的とした個別の計画を策定している	実行計画（区域施策編）の中に位置付けている	環境基本計画の中に位置付けている	総合計画の中に位置付けている	その他の計画に位置付けている	上記に該当するものはない	わからない	合計
回答数	全体	17	168	122	2	3	2	7	321
	都道府県	7	28	9	1	0	0	0	45
	政令指定都市	1	18	0	0	0	0	0	19
	中核市	2	35	9	0	0	0	0	46
	施行時特例市	0	11	5	0	1	0	0	17
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	27	45	0	1	2	3	79
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	36	44	0	1	0	2	87
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	7	9	1	0	0	1	20
	人口1万人未満の市町村	0	6	1	0	0	0	1	8
比率（%）	全体(N=321)	5.3	52.3	38.0	0.6	0.9	0.6	2.2	
	都道府県(N=45)	15.6	62.2	20.0	2.2	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=19)	5.3	94.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=46)	4.3	76.1	19.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=17)	0.0	64.7	29.4	0.0	5.9	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=79)	1.3	34.2	57.0	0.0	1.3	2.5	3.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=87)	4.6	41.4	50.6	0.0	1.1	0.0	2.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=20)	10.0	35.0	45.0	5.0	0.0	0.0	5.0	
	人口1万人未満の市町村(N=8)	0.0	75.0	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5	

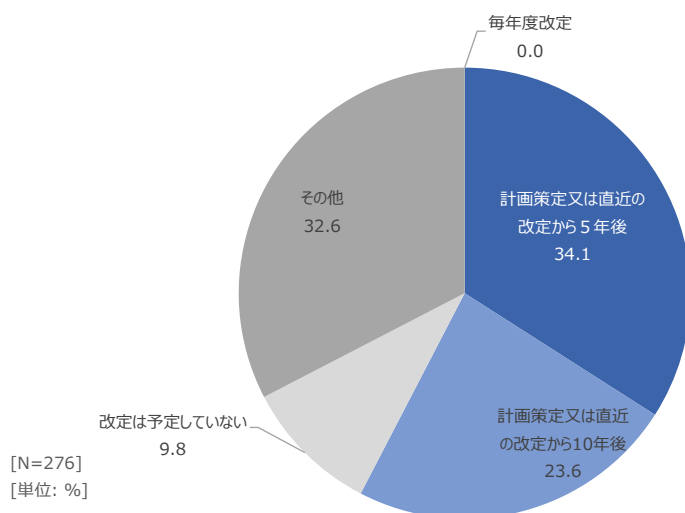
④改定予定時期

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の改定予定年度は、「計画策定又は直近の改定から 5 年後」(36.1%) が最も多く、「計画策定又は直近の改定から 10 年後」(22.7%) が続く。

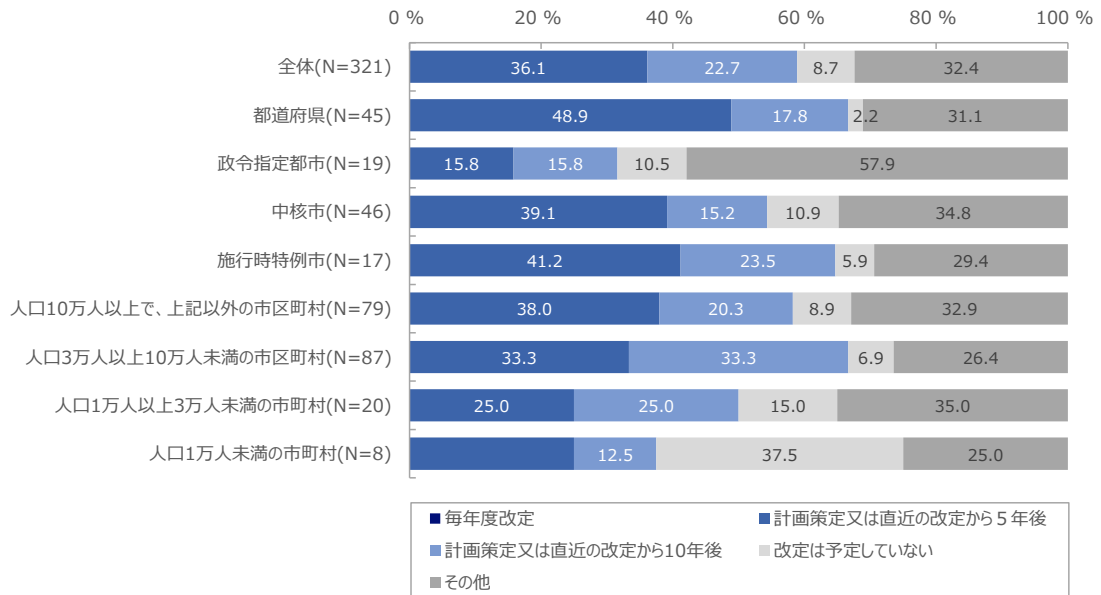
図表 28 地域気候変動適応計画の改定予定時期



図表 29 地域気候変動適応計画の改定予定時期【基礎自治体】



図表 30 地域気候変動適応計画の改定予定時期【団体区分別】

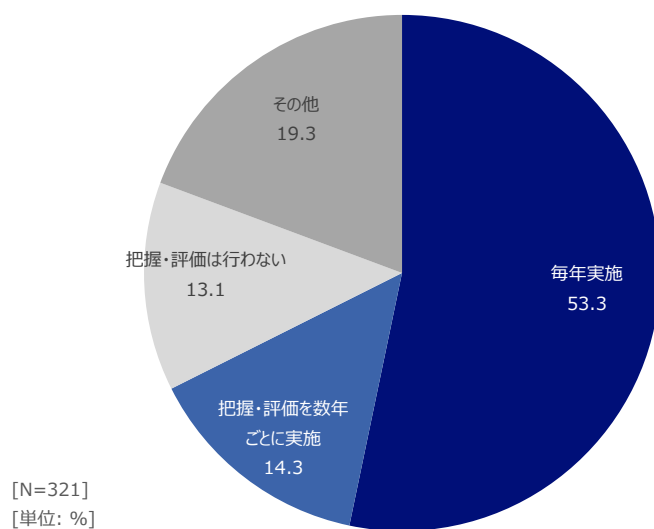


		毎年度改定	計画策定又は直近の改定から5年後	計画策定又は直近の改定から10年後	改定は予定していない	その他	合計
回答数	全体	0	116	73	28	104	321
	都道府県	0	22	8	1	14	45
	政令指定都市	0	3	3	2	11	19
	中核市	0	18	7	5	16	46
	施行時特例市	0	7	4	1	5	17
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	30	16	7	26	79
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	29	29	6	23	87
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	5	5	3	7	20
	人口1万人未満の市町村	0	2	1	3	2	8
比率 (%)	全体(N=321)	0.0	36.1	22.7	8.7	32.4	
	都道府県(N=45)	0.0	48.9	17.8	2.2	31.1	
	政令指定都市(N=19)	0.0	15.8	15.8	10.5	57.9	
	中核市(N=46)	0.0	39.1	15.2	10.9	34.8	
	施行時特例市(N=17)	0.0	41.2	23.5	5.9	29.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=79)	0.0	38.0	20.3	8.9	32.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=87)	0.0	33.3	33.3	6.9	26.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=20)	0.0	25.0	25.0	15.0	35.0	
	人口1万人未満の市町村(N=8)	0.0	25.0	12.5	37.5	25.0	

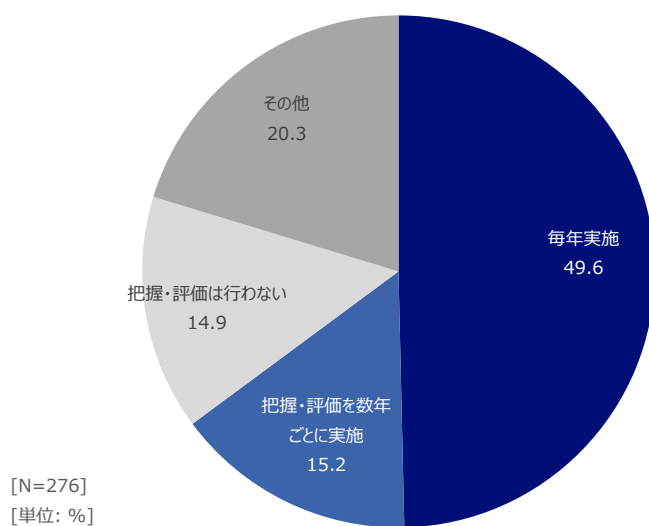
⑤計画の進捗状況の把握・評価の頻度

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の進捗状況の把握・評価の頻度について、「毎年実施」(53.3%)が最も多く、「把握・評価を数年ごとに実施」(14.3%)が続く。

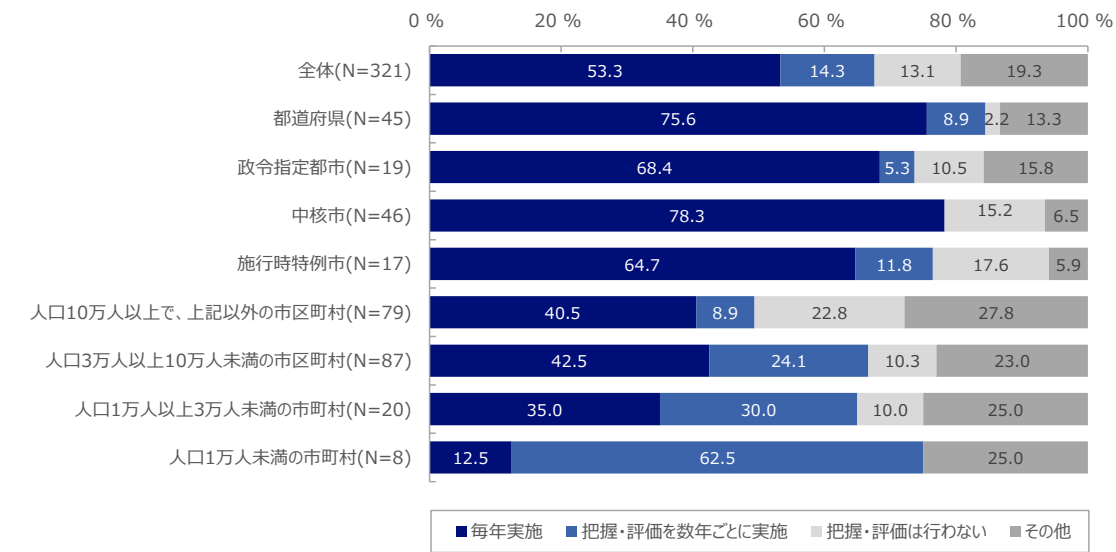
図表 31 地域気候変動適応計画の進捗状況の把握・評価の頻度



図表 32 地域気候変動適応計画の進捗状況の把握・評価の頻度
【基礎自治体】



図表 33 地域気候変動適応計画の進捗状況の把握・評価の頻度
【団体区分別】

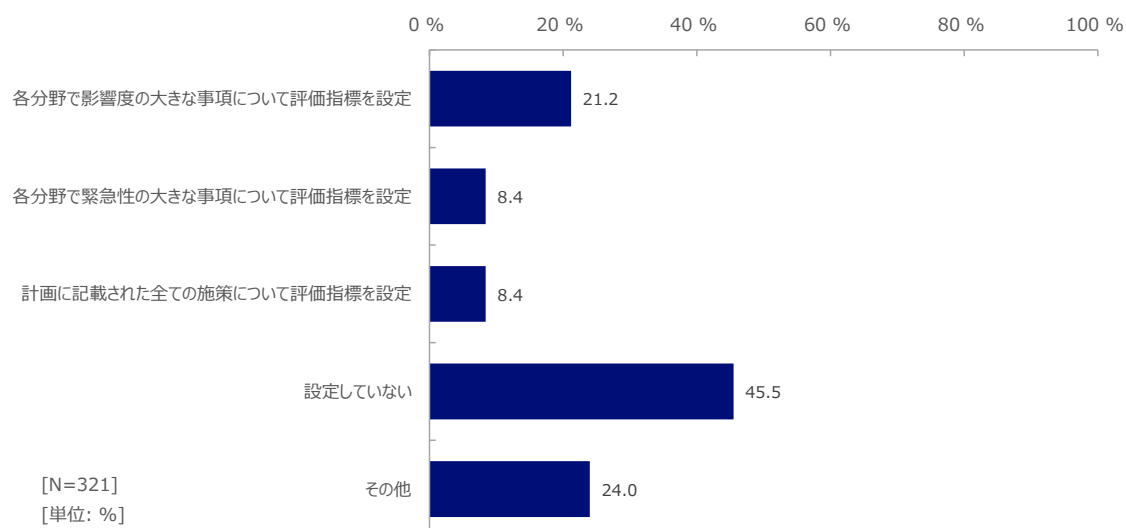


		毎年実施	把握・評価を数年ごとに実施	把握・評価は行わない	その他	合計
回答数	全体	171	46	42	62	321
	都道府県	34	4	1	6	45
	政令指定都市	13	1	2	3	19
	中核市	36	0	7	3	46
	施行時特例市	11	2	3	1	17
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	32	7	18	22	79
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	37	21	9	20	87
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	6	2	5	20
	人口1万人未満の市町村	1	5	0	2	8
比率（%）	全体(N=321)	53.3	14.3	13.1	19.3	
	都道府県(N=45)	75.6	8.9	2.2	13.3	
	政令指定都市(N=19)	68.4	5.3	10.5	15.8	
	中核市(N=46)	78.3	0.0	15.2	6.5	
	施行時特例市(N=17)	64.7	11.8	17.6	5.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=79)	40.5	8.9	22.8	27.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=87)	42.5	24.1	10.3	23.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=20)	35.0	30.0	10.0	25.0	
	人口1万人未満の市町村(N=8)	12.5	62.5	0.0	25.0	

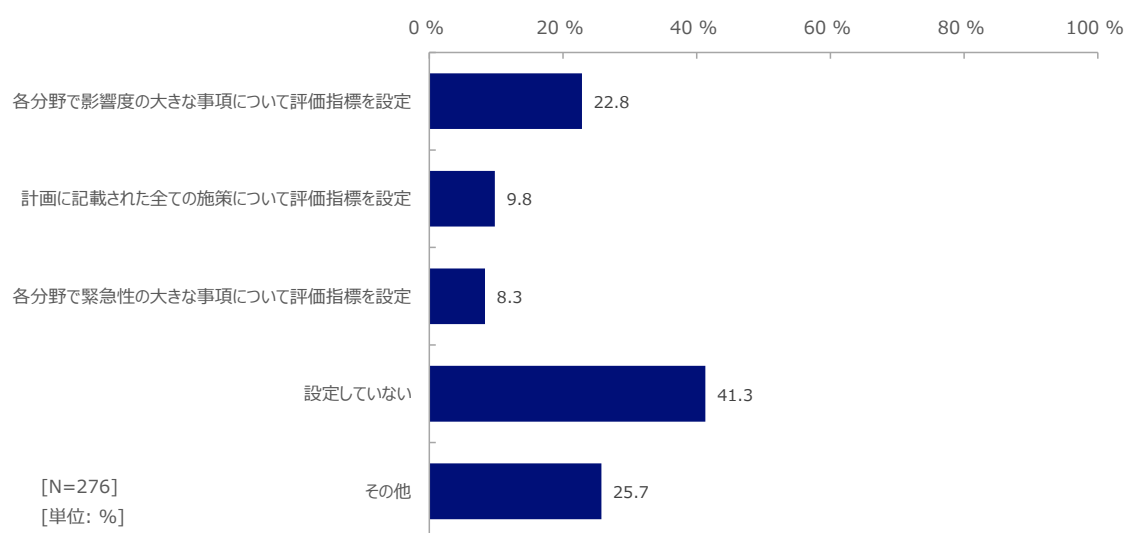
⑥評価指標

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の進捗状況の評価指標について、「各分野で影響度の大きな事項について評価指標を設定」（21.2%）が最も多く、「各分野で緊急性の大きな事項について評価指標を設定」（8.4%）が続く。「設定していない」団体も 45.5%存在している。

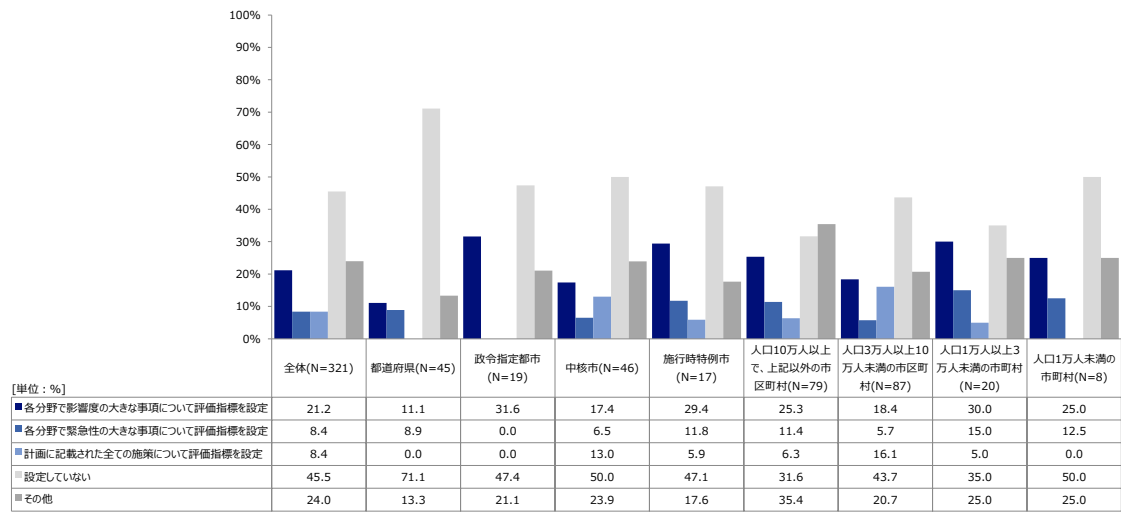
図表 34 地域気候変動適応計画の進捗状況の評価指標



図表 35 地域気候変動適応計画の進捗状況の評価指標【基礎自治体】



図表 36 地域気候変動適応計画の進捗状況の評価指標【団体区分別】



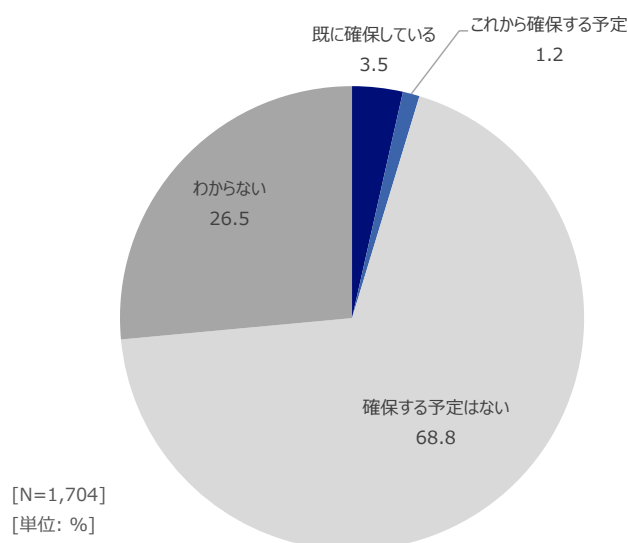
		各分野で影響度の大きな事項について評価指標を設定	各分野で緊急性の大きな事項について評価指標を設定	計画に記載された全ての施策について評価指標を設定	設定していない	その他	合計
回答数	全体	68	27	27	146	77	321
	都道府県	5	4	0	32	6	45
	政令指定都市	6	0	0	9	4	19
	中核市	8	3	6	23	11	46
	施行時特例市	5	2	1	8	3	17
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	20	9	5	25	28	79
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	5	14	38	18	87
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	3	1	7	5	20
	人口1万人未満の市町村	2	1	0	4	2	8
比率（％）	全体(N=321)	21.2	8.4	8.4	45.5	24.0	
	都道府県(N=45)	11.1	8.9	0.0	71.1	13.3	
	政令指定都市(N=19)	31.6	0.0	0.0	47.4	21.1	
	中核市(N=46)	17.4	6.5	13.0	50.0	23.9	
	施行時特例市(N=17)	29.4	11.8	5.9	47.1	17.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=79)	25.3	11.4	6.3	31.6	35.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=87)	18.4	5.7	16.1	43.7	20.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=20)	30.0	15.0	5.0	35.0	25.0	
	人口1万人未満の市町村(N=8)	25.0	12.5	0.0	50.0	25.0	

3) 地域気候変動適応センターの確保状況 <Q3-4(3)>

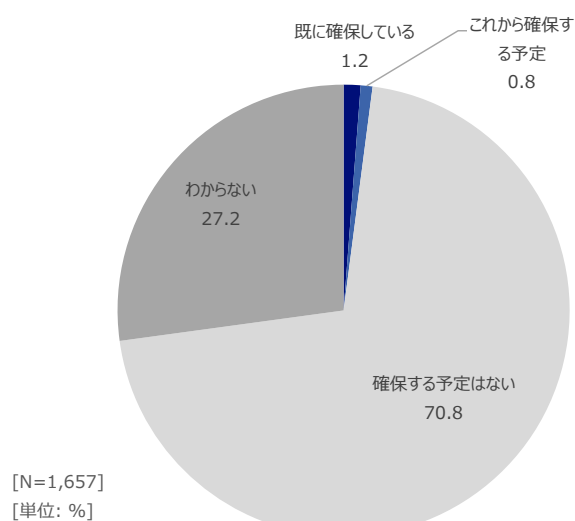
都道府県・市区町村における地域気候変動適応センターの確保状況について、「確保する予定はない」(68.8%)が最も多い。「既に確保している」(3.5%)、「これから確保する予定」(1.2%)と続く。

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県での検討が最も進んでおり、は「既に確保している」、「これから確保する予定」の団体があわせて 97.9%を占めている。

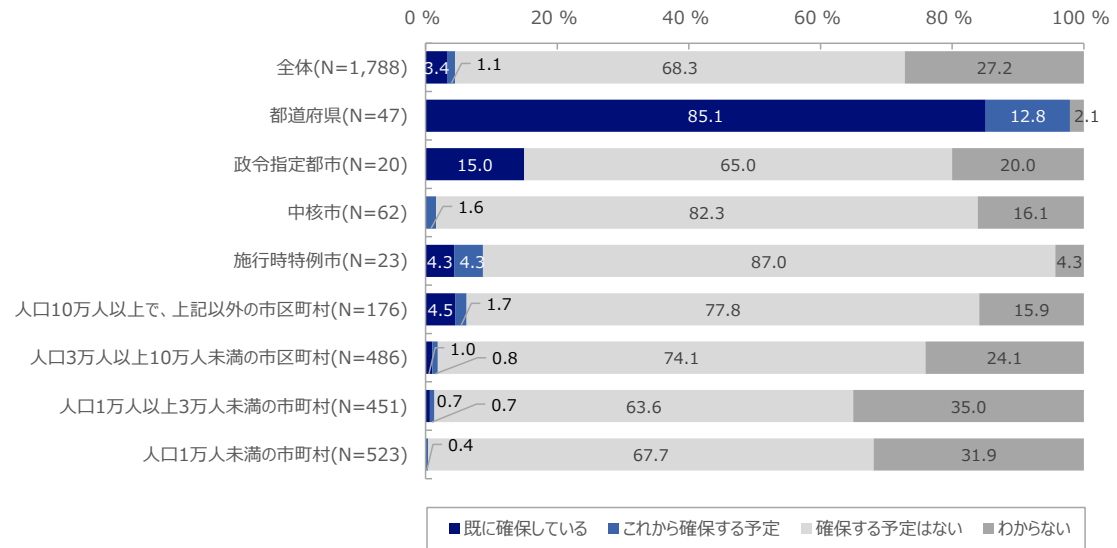
図表 37 地域気候変動適応センターの確保状況



図表 38 地域気候変動適応センターの確保状況【基礎自治体】



図表 39 地域気候変動適応センターの確保状況【団体区分別】

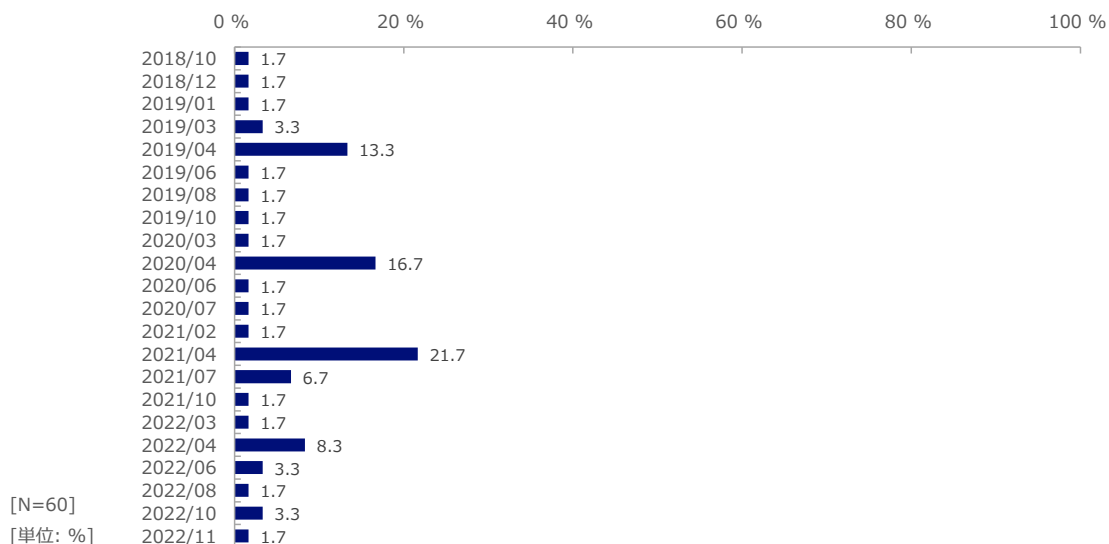


		既に確保している	これから確保する予定	確保する予定はない	わからない	合計
回答数	全体	60	20	1,222	486	1,788
	都道府県	40	6	0	1	47
	政令指定都市	3	0	13	4	20
	中核市	0	1	51	10	62
	施行時特例市	1	1	20	1	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	3	137	28	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	4	360	117	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	3	287	158	451
	人口1万人未満の市町村	0	2	354	167	523
比率 (%)	全体(N=1,788)	3.4	1.1	68.3	27.2	
	都道府県(N=47)	85.1	12.8	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	15.0	0.0	65.0	20.0	
	中核市(N=62)	0.0	1.6	82.3	16.1	
	施行時特例市(N=23)	4.3	4.3	87.0	4.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	4.5	1.7	77.8	15.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	1.0	0.8	74.1	24.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=451)	0.7	0.7	63.6	35.0	
	人口1万人未満の市町村(N=523)	0.0	0.4	67.7	31.9	

①確保年度

地域気候変動適応センターを既に確保している団体における確保年月は、「2021年4月」（21.7%）が最も多い。

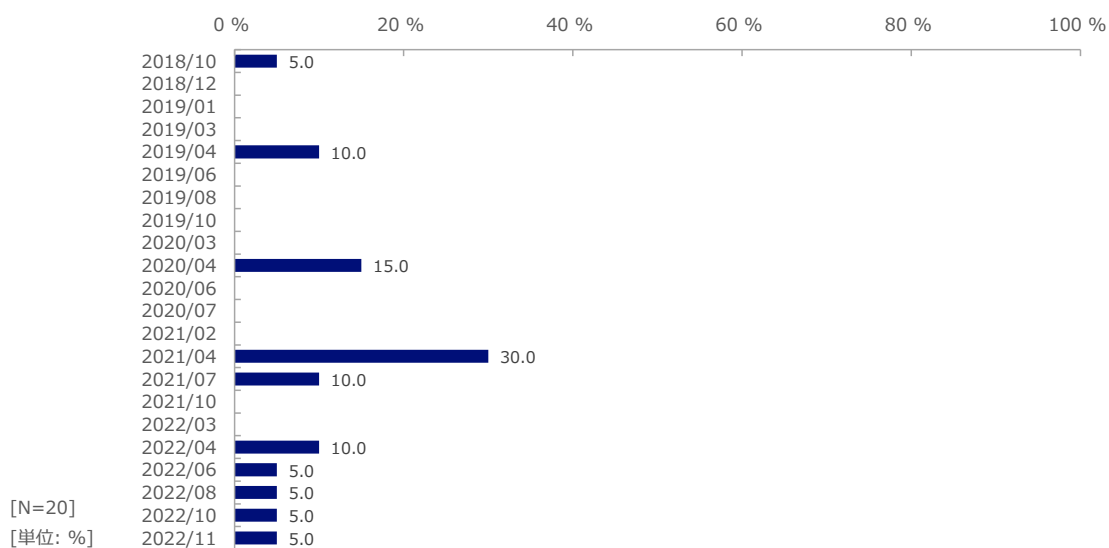
図表 40 地域気候変動適応センターの確保年月



	2018/10	2018/12	2019/01	2019/03	2019/04	2019/06	2019/08	2019/10	2020/03	2020/04	2020/06	2020/07
全体	1	1	1	2	8	1	1	1	1	10	1	1
比率 (%)	1.7	1.7	1.7	3.3	13.3	1.7	1.7	1.7	1.7	16.7	1.7	1.7

	2021/02	2021/04	2021/07	2021/10	2022/03	2022/04	2022/06	2022/08	2022/10	2022/11	合計
全体	1	13	4	1	1	5	2	1	2	1	60
比率 (%)	1.7	21.7	6.7	1.7	1.7	8.3	3.3	1.7	3.3	1.7	

図表 41 地域気候変動適応センターの確保年度【基礎自治体】



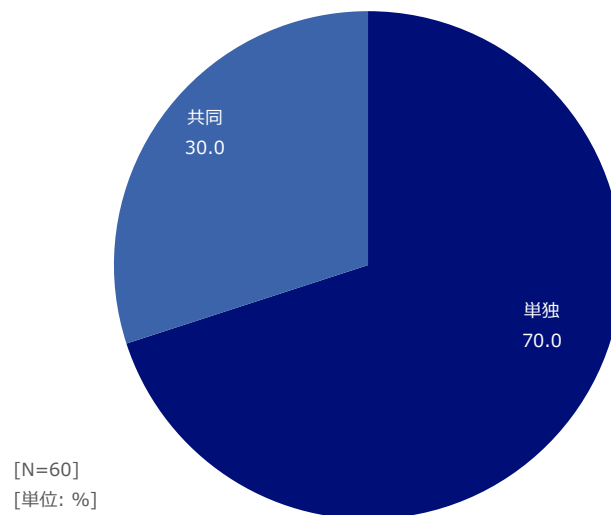
	2018/10	2018/12	2019/01	2019/03	2019/04	2019/06	2019/08	2019/10	2020/03	2020/04	2020/06	2020/07
全体	1	0	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0
比率 (%)	5.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.0	0.0	0.0

	2021/02	2021/04	2021/07	2021/10	2022/03	2022/04	2022/06	2022/08	2022/10	2022/11	合計
全体	0	6	2	0	0	2	1	1	1	1	20
比率 (%)	0.0	30.0	10.0	0.0	0.0	10.0	5.0	5.0	5.0	5.0	

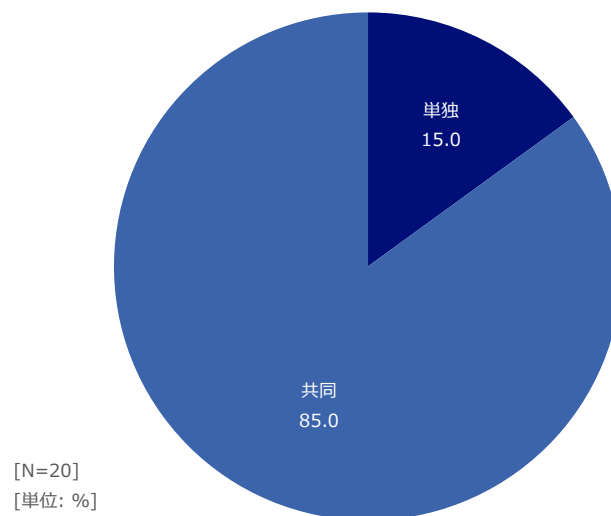
②確保形態

地域気候変動適応センターを既に確保している団体における確保形態は、「単独」が 70%で、共同で確保している団体も 30%存在している。基礎自治体においては、単独で確保している団体よりも共同で確保している団体の割合が高い。

図表 42 地域気候変動適応センターの確保形態



図表 43 地域気候変動適応センターの確保形態【基礎自治体】

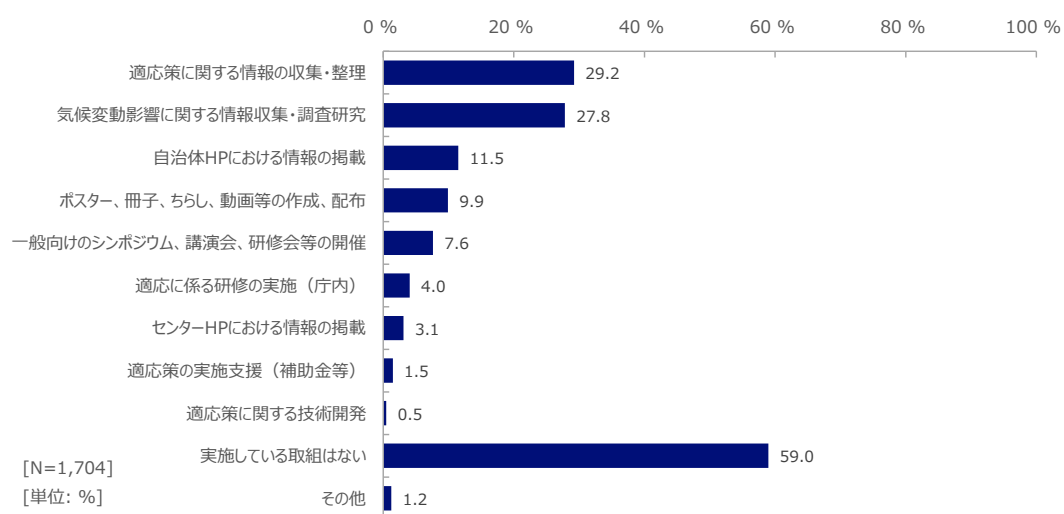


4) 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容

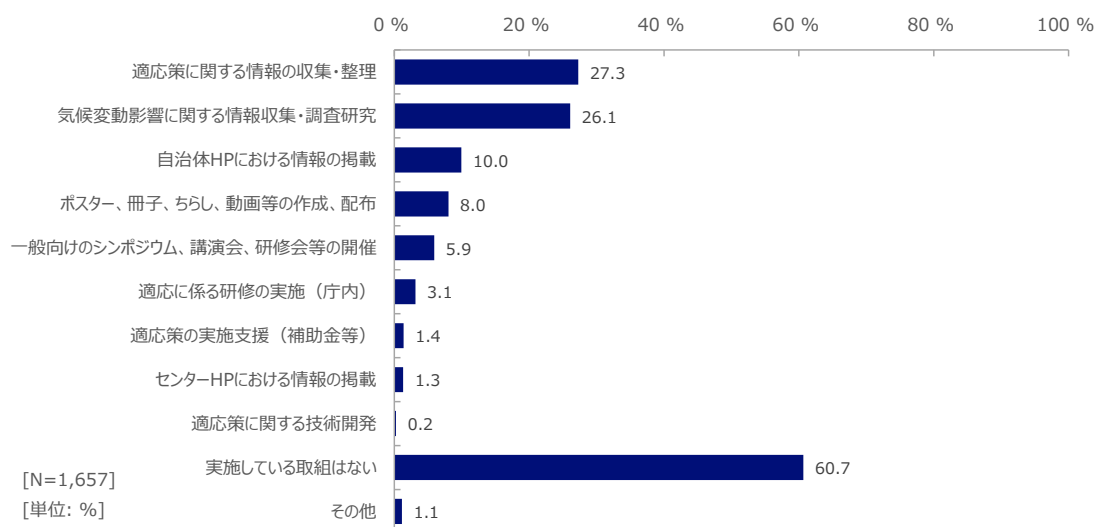
<Q3-4(4)>

都道府県・市区町村における気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容について、「適応策に関する情報の収集・整理」(29.2%)が最も多く、「気候変動影響に関する情報収集・調査研究」(27.8%)と続く。「実施している取組はない」団体は59%となっている。

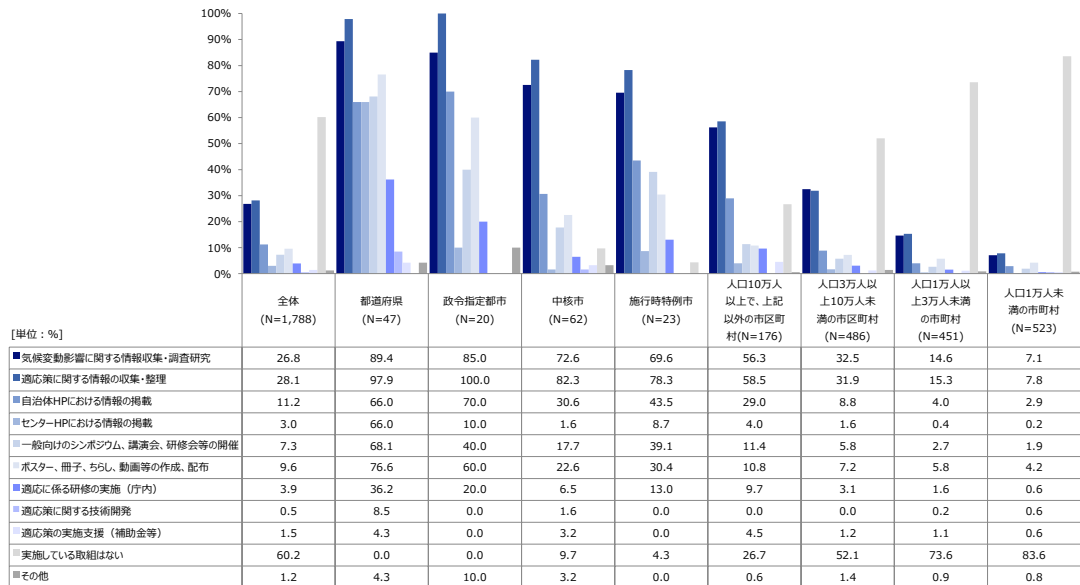
図表 44 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容



図表 45 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容【基礎自治体】



図表 46 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容【団体区分別】



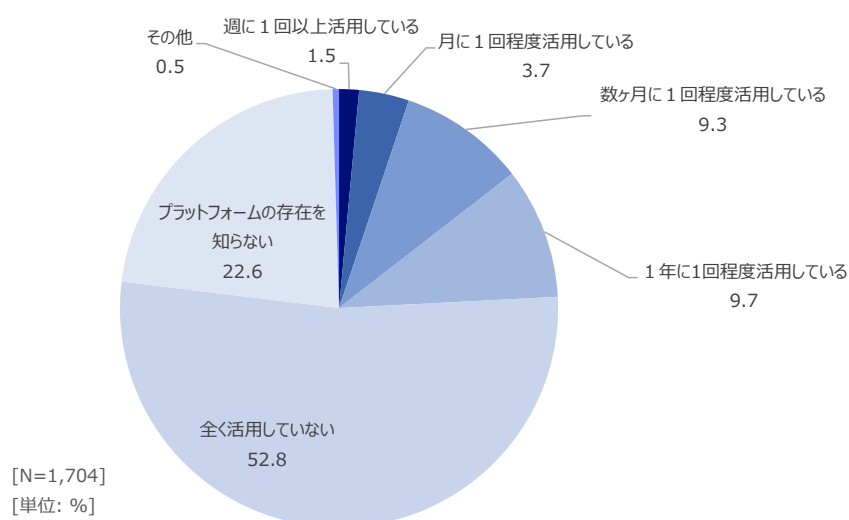
		気候変動影響に関する 情報収集・調査研究	適応策に関する情報の 収集・整理	自治体HPにおける情報 の掲載	センターHPにおける情報 の掲載	一般向けのシンポジウ ム、講演会、研修会 等の開催	ポスター、冊子、ちら し、動画等の作成、 配布	適応に係る研 修の実施（庁 内）	適応策に関 する技術開 発	適応策の実施支 援（補助金等）	実施している 取組はない	その他	合計
回答数	全体	480	503	201	54	130	171	70	9	26	1,076	22	1,788
	都道府県	42	46	31	31	32	36	17	4	2	0	2	47
	政令指定都市	17	20	14	2	8	12	4	0	0	0	2	20
	中核市	45	51	19	1	11	14	4	1	2	6	2	62
	施行時特例市	16	18	10	2	9	7	3	0	0	1	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	99	103	51	7	20	19	17	0	8	47	1	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	158	155	43	8	28	35	15	0	6	253	7	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	66	69	18	2	12	26	7	1	5	332	4	451
	人口1万人未満の市町村	37	41	15	1	10	22	3	3	3	437	4	523
	全体(N=1,788)	26.8	28.1	11.2	3.0	7.3	9.6	3.9	0.5	1.5	60.2	1.2	
比率（％）	都道府県(N=47)	89.4	97.9	66.0	66.0	68.1	76.6	36.2	8.5	4.3	0.0	4.3	
	政令指定都市(N=20)	85.0	100.0	70.0	10.0	40.0	60.0	20.0	0.0	0.0	0.0	10.0	
	中核市(N=62)	72.6	82.3	30.6	1.6	17.7	22.6	6.5	1.6	3.2	9.7	3.2	
	施行時特例市(N=23)	69.6	78.3	43.5	8.7	39.1	30.4	13.0	0.0	0.0	4.3	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	56.3	58.5	29.0	4.0	11.4	10.8	9.7	0.0	4.5	26.7	0.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	32.5	31.9	8.8	1.6	5.8	7.2	3.1	0.0	1.2	52.1	1.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=451)	14.6	15.3	4.0	0.4	2.7	5.8	1.6	0.2	1.1	73.6	0.9	
	人口1万人未満の市町村(N=523)	7.1	7.8	2.9	0.2	1.9	4.2	0.6	0.6	0.6	83.6	0.8	
	全体(N=1,788)	26.8	28.1	11.2	3.0	7.3	9.6	3.9	0.5	1.5	60.2	1.2	

5) 気候変動適応情報プラットフォームの活用状況 <Q3-4(5)>

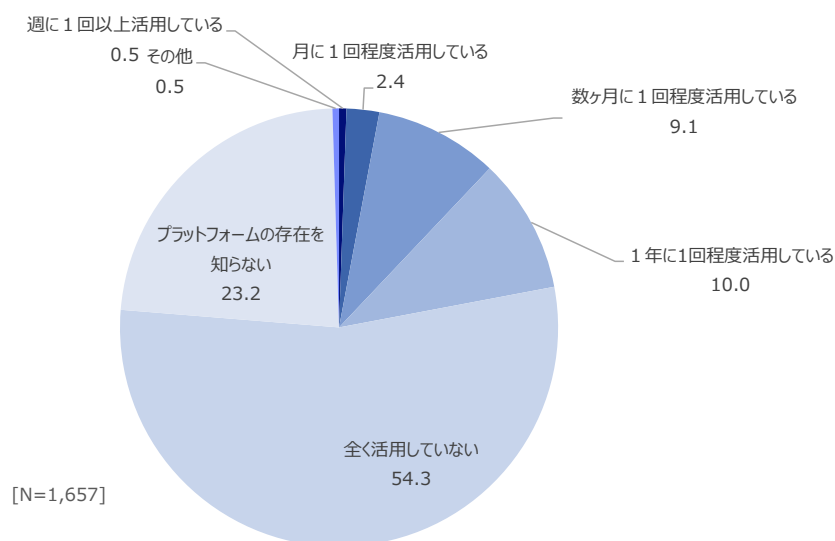
都道府県・市区町村における気候変動適応情報プラットフォームの活用状況について、「全く活用していない」(52.8%)、「プラットフォームの存在を知らない」(22.6%) 団体が合わせて約 80%となっている。活用している団体については、「数ヶ月に1回程度活用している」(9.3%)、「1年に1回程度活用している」(9.7%) 団体の多い。頻度を問わず活用している団体は全体で412団体(24.2%)となり、昨年度調査の343団体から69団体増加している。

地方公共団体の区分別に見ると、月に1回程度以上活用している団体が都道府県では80%以上、政令指定都市においては50%以上となっている。

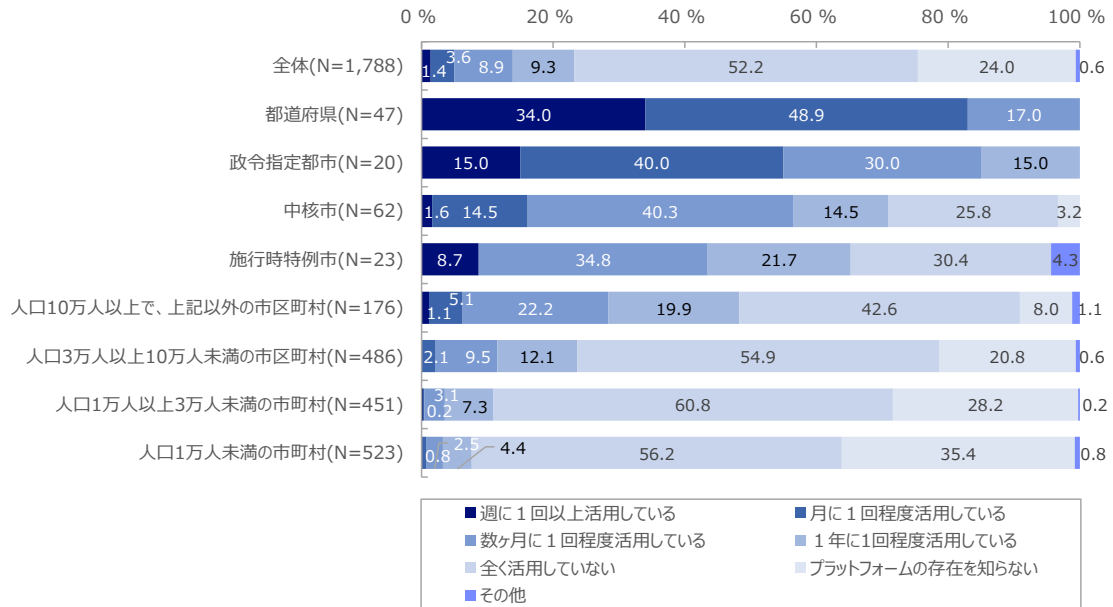
図表 47 気候変動適応情報プラットフォームの活用状況



図表 48 気候変動適応情報プラットフォームの活用状況【基礎自治体】



図表 49 気候変動適応情報プラットフォームの活用状況【団体区分別】

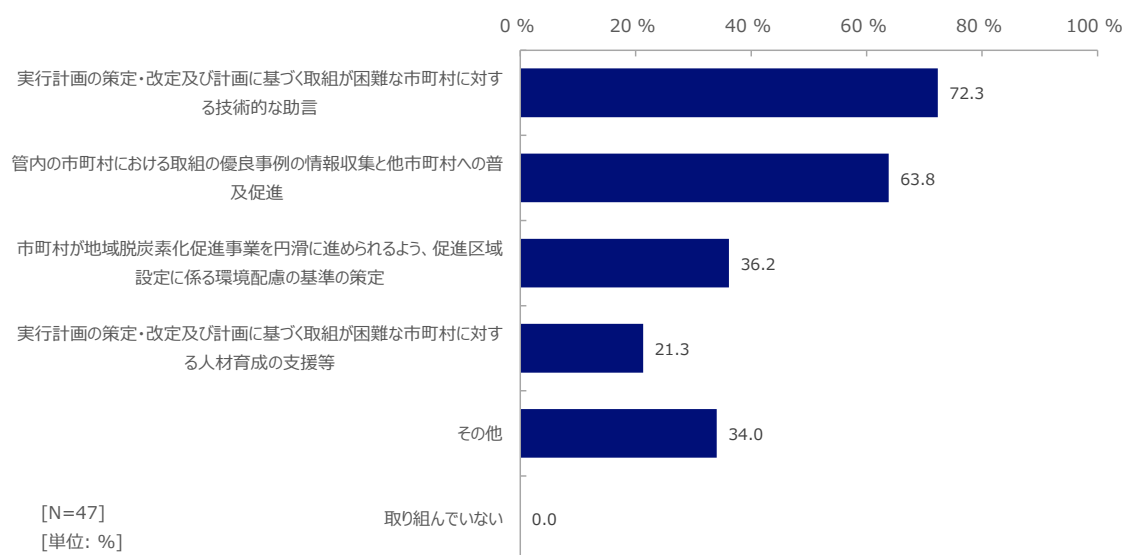


		週に1回以上活用している	月に1回程度活用している	数ヶ月に1回程度活用している	1年に1回程度活用している	全く活用していない	プラットフォームの存在 を知らない	その他	合計
回答数	全体	25	64	159	167	933	429	11	1,788
	都道府県	16	23	8	0	0	0	0	47
	政令指定都市	3	8	6	3	0	0	0	20
	中核市	1	9	25	9	16	2	0	62
	施行時特例市	2	0	8	5	7	0	1	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	9	39	35	75	14	2	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	10	46	59	267	101	3	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	14	33	274	127	1	451
	人口1万人未満の市町村	0	4	13	23	294	185	4	523
	比率（％）	全体(N=1,788)	1.4	3.6	8.9	9.3	52.2	24.0	0.6
都道府県(N=47)		34.0	48.9	17.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)		15.0	40.0	30.0	15.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=62)		1.6	14.5	40.3	14.5	25.8	3.2	0.0	
施行時特例市(N=23)		8.7	0.0	34.8	21.7	30.4	0.0	4.3	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)		1.1	5.1	22.2	19.9	42.6	8.0	1.1	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)		0.0	2.1	9.5	12.1	54.9	20.8	0.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=451)		0.2	0.2	3.1	7.3	60.8	28.2	0.2	
人口1万人未満の市町村(N=523)		0.0	0.8	2.5	4.4	56.2	35.4	0.8	

（５）地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの <Q3-5>

政府の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体の基本的役割として定められている「特に都道府県に期待される事項」のうち、都道府県が取り組んでいるものとしては、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」(72.3%)が最も高く、次いで「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集と他市町村への普及促進」(63.8%)、「市内の市町村が地域脱炭素化促進事業を円滑に進められるよう、促進区域設定に係る環境配慮の基準の策定」(36.2%)と続く。

図表 50 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの



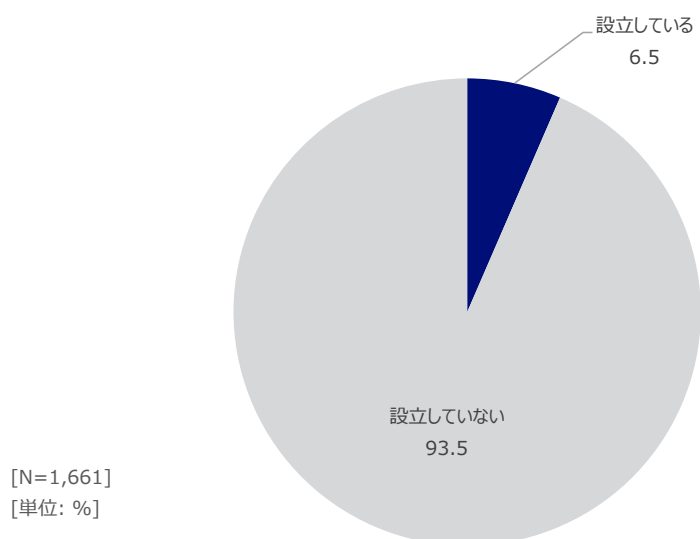
	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集と他市町村への普及促進	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	市町村が地域脱炭素化促進事業を円滑に進められるよう、促進区域設定に係る環境配慮の基準の策定	その他	取り組んでいない	合計
全体	30	34	10	17	16	0	47
比率 (%)	63.8	72.3	21.3	36.2	34.0	0.0	

（６）独立行政法人など公的機関における温室効果ガス排出量の削減等の取組＜Q1-1(6)＞

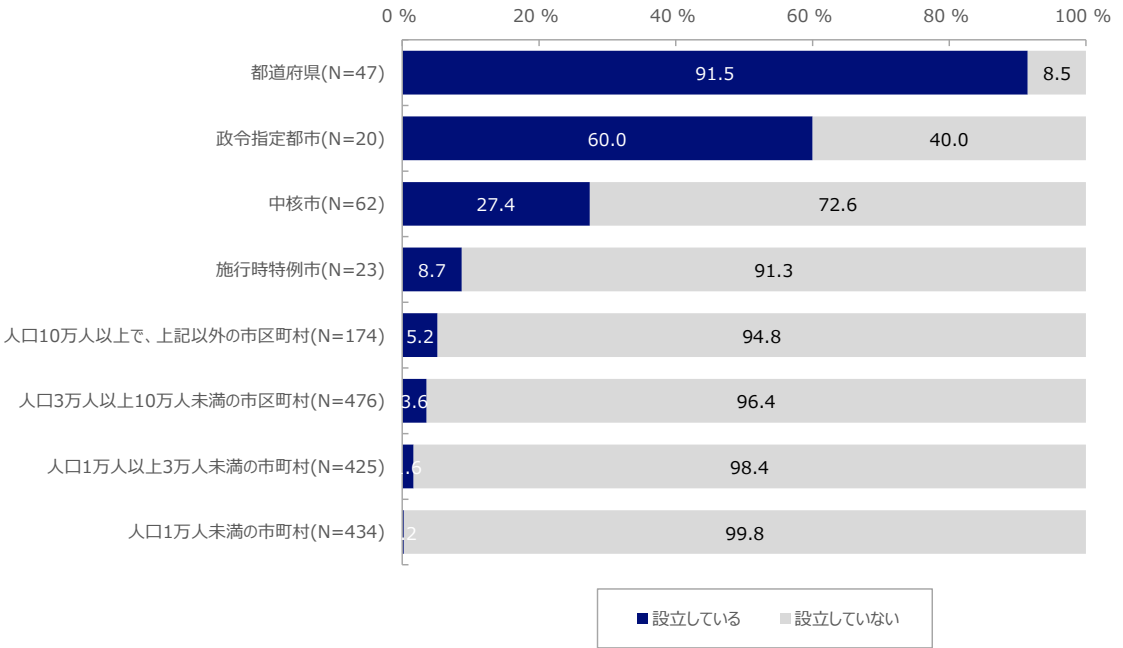
１） 地方独立行政法人の設立状況

都道府県、市区町村において地方独立行政法人を設立している団体は全体の6.5%。団体区分別にみると、都道府県は43団体（47都道府県の91.5%）、政令指定都市が12団体（政令指定都市20団体の60%）、中核市が17団体（中核市62団体の27.4%）。

図表 51 地方独立行政法人の設立状況（都道府県、市区町村）



図表 52 地方独立行政法人の設立状況【団体区分別】

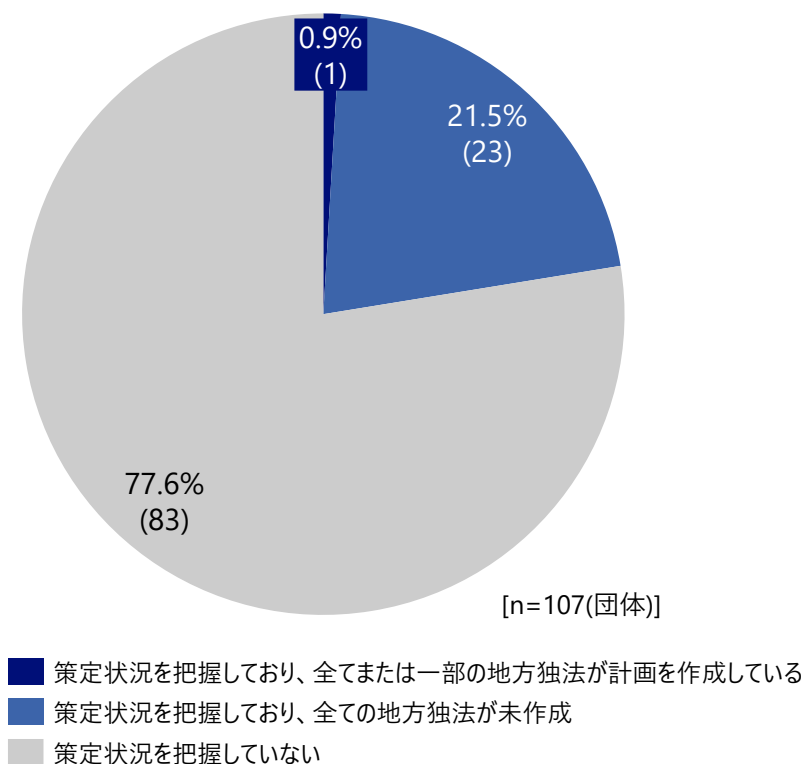


		設立している	設立していない	合計
回答数	全体	108	1,553	1,661
	都道府県	43	4	47
	政令指定都市	12	8	20
	中核市	17	45	62
	施行時特例市	2	21	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	165	174
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	17	459	476
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	418	425
	人口1万人未満の市町村	1	433	434
比率 (%)	全体(N=1,661)	6.5	93.5	
	都道府県(N=47)	91.5	8.5	
	政令指定都市(N=20)	60.0	40.0	
	中核市(N=62)	27.4	72.6	
	施行時特例市(N=23)	8.7	91.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=174)	5.2	94.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=476)	3.6	96.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=425)	1.6	98.4	
	人口1万人未満の市町村(N=434)	0.2	99.8	

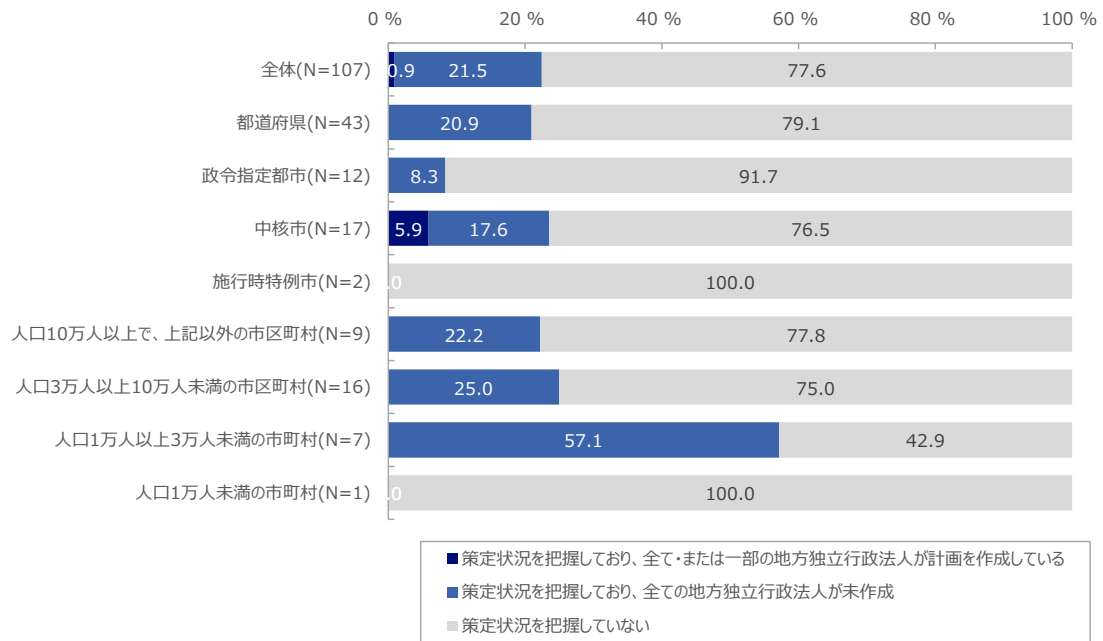
2) 地方独立行政法人における、「2022 年 12 月 1 日現在の、その事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のため実行する計画」の策定・改定状況

地方独立行政法人における、「2022 年 12 月 1 日現在の、その事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のため実行する計画」の策定・改定状況をみると、策定状況を把握している設立元の都道府県・市区町村は 22.4%。都道府県、政令指定都市においても把握状況は 20%前後。

図表 53 地方独立行政法人における、「2022 年 12 月 1 日現在の、その事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のため実行する計画」の策定・改定状況



図表 54 地方独立行政法人における、「2022 年 12 月 1 日現在の、その事務及び事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のため実行する計画」の策定・改定状況【団体区分別】



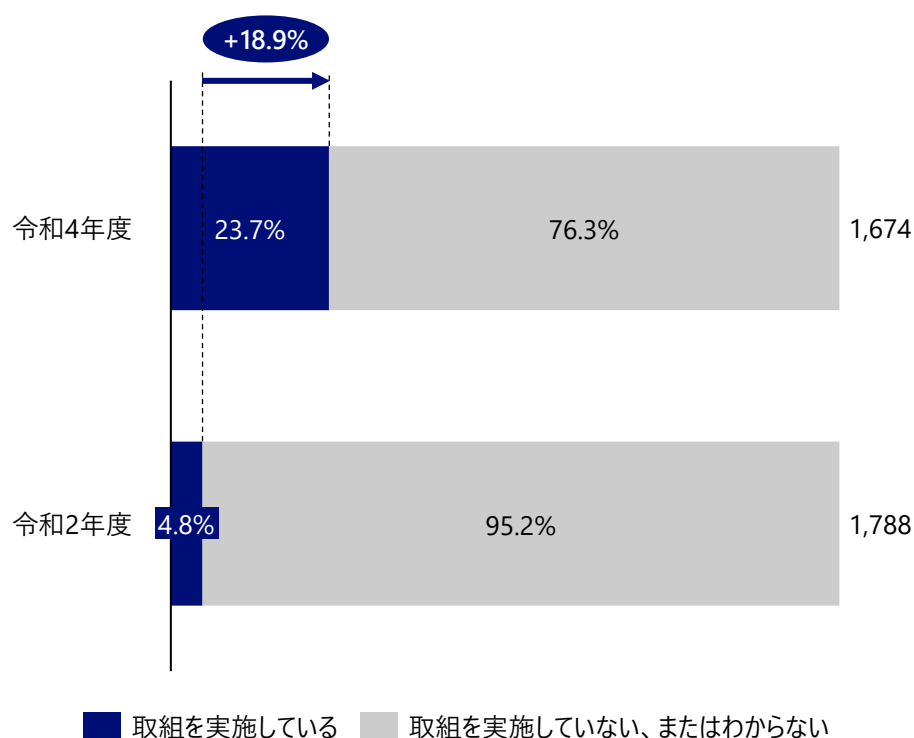
		策定状況を把握しており、全て・または一部の地方独立行政法人が計画を作成している	策定状況を把握しており、全ての地方独立行政法人が未作成	策定状況を把握していない	合計
回答数	全体	1	23	83	107
	都道府県	0	9	34	43
	政令指定都市	0	1	11	12
	中核市	1	3	13	17
	施行時特例市	0	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	2	7	9
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	4	12	16
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	4	3	7
	人口1万人未満の市町村	0	0	1	1
比率 (%)	地方公共団体の組合	0	0	0	0
	全体(N=107)	0.9	21.5	77.6	
	都道府県(N=43)	0.0	20.9	79.1	
	政令指定都市(N=12)	0.0	8.3	91.7	
	中核市(N=17)	5.9	17.6	76.5	
	施行時特例市(N=2)	0.0	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=9)	0.0	22.2	77.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=16)	0.0	25.0	75.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=7)	0.0	57.1	42.9	
	人口1万人未満の市町村(N=1)	0.0	0.0	100.0	
	地方公共団体の組合(N=0)	-	-	-	

(7) 「地域循環共生圏」に関する取組状況＜Q3-6＞

1) 地域循環共生圏に関する取組実施状況

令和2年度調査実施時に比較し、「地域循環共生圏」の概念に沿った何らかの取組を実施している団体の割合は23.7%（396/1,674 団体）と、令和2年度調査実施時よりも18.9%上昇。

図表 55 地域循環共生圏に関する取組実施状況

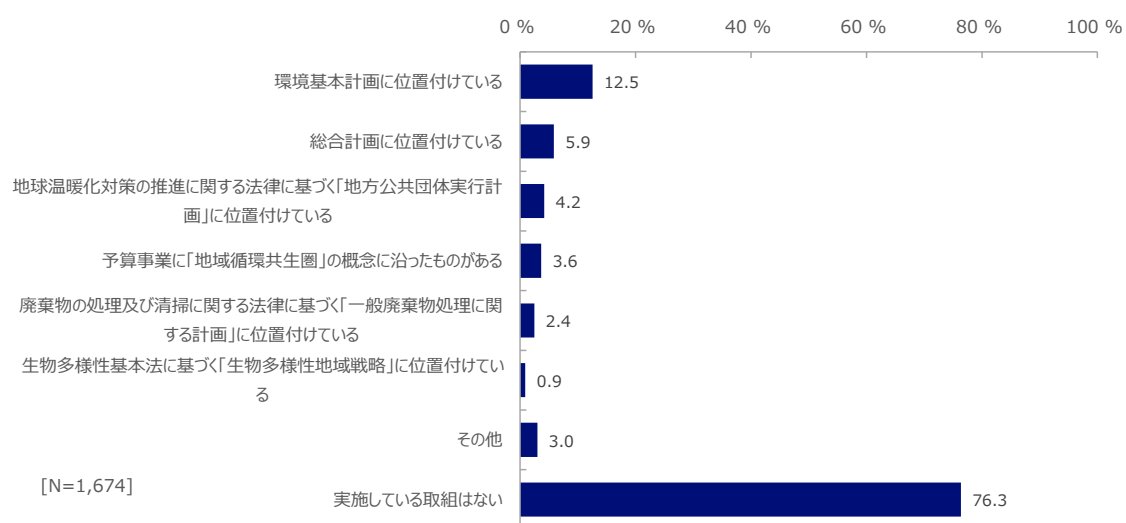


*取組を実施している団体の割合の考え方は、以下の通り。令和4年度調査においては、Q3-6に回答した団体数のうち、「実施している取組はない」以外の選択肢に回答した団体数の割合とした。令和2年度調査においては、Q3-3(1)に回答した団体数のうち、Q3-3(2)に「行っている」と回答した団体数の割合とした。

2) 地域循環共生圏に関する取組の具体的内容

具体的な取組としては、「環境基本計画に位置付けている」に回答した団体が最も多く 12.5%で、「総合計画に位置付けている」(5.9%)、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画」に位置付けている」(4.2%)が続く。

図表 56 地域循環共生圏に関する取組内容

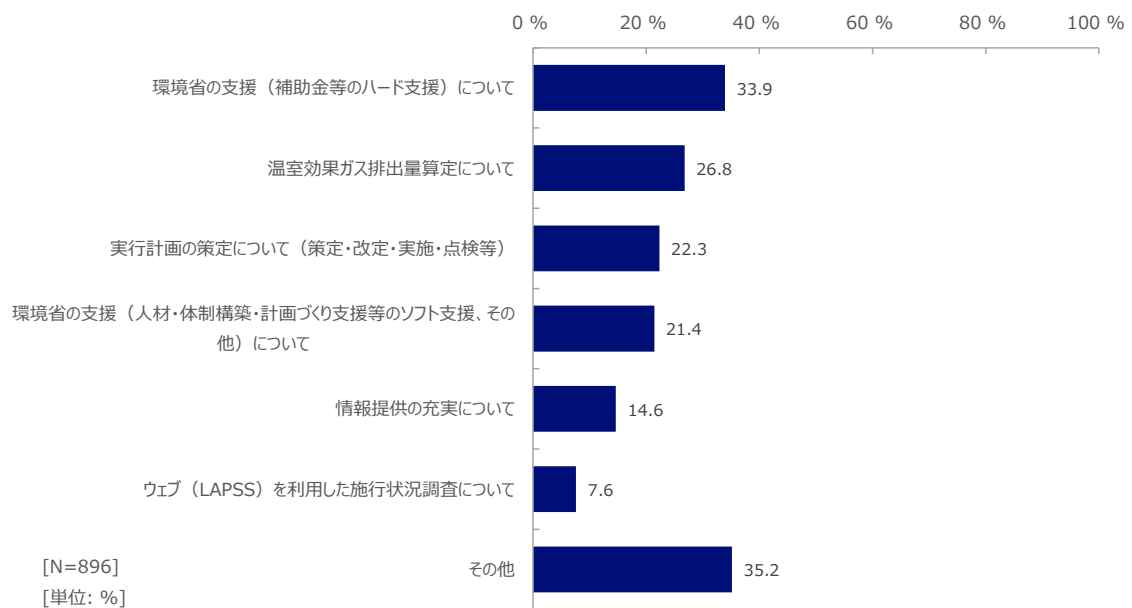


5. 意見・要望

（１）環境省に対する意見、要望 <Q4-1>

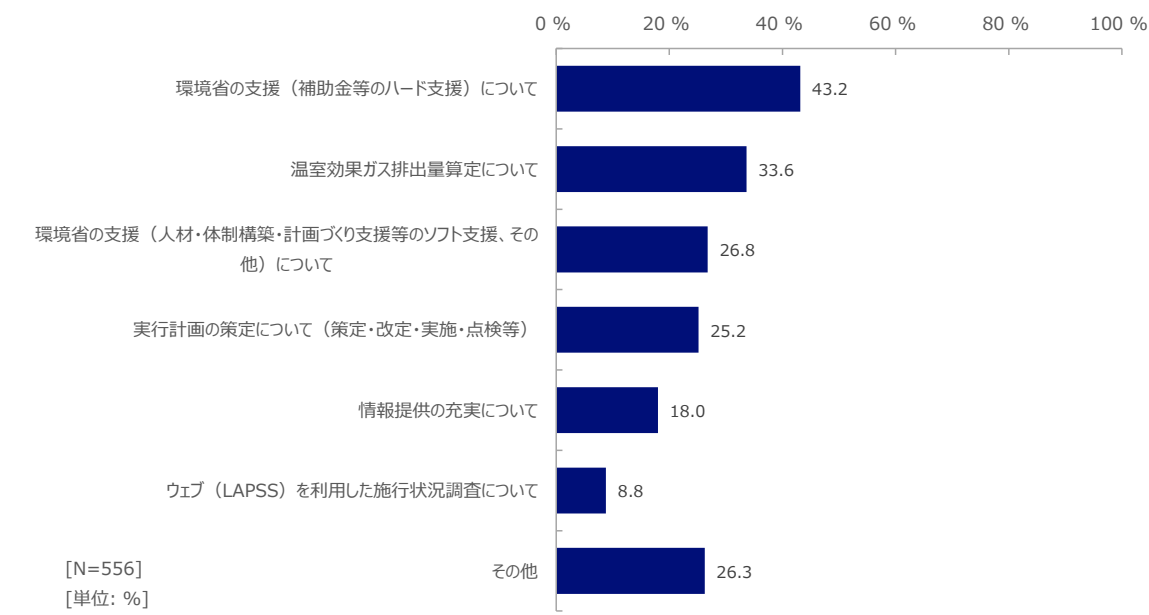
回答団体全体における環境省に対する意見・要望としては、「環境省の支援（補助金等のハード支援）について」（33.9%）が最も高く、次いで「温室効果ガス排出量算定について」（26.8%）、「実行計画の策定について（策定・改定・実施・点検等）」（22.3%）と続く。

図表 57 環境省に対する意見・要望



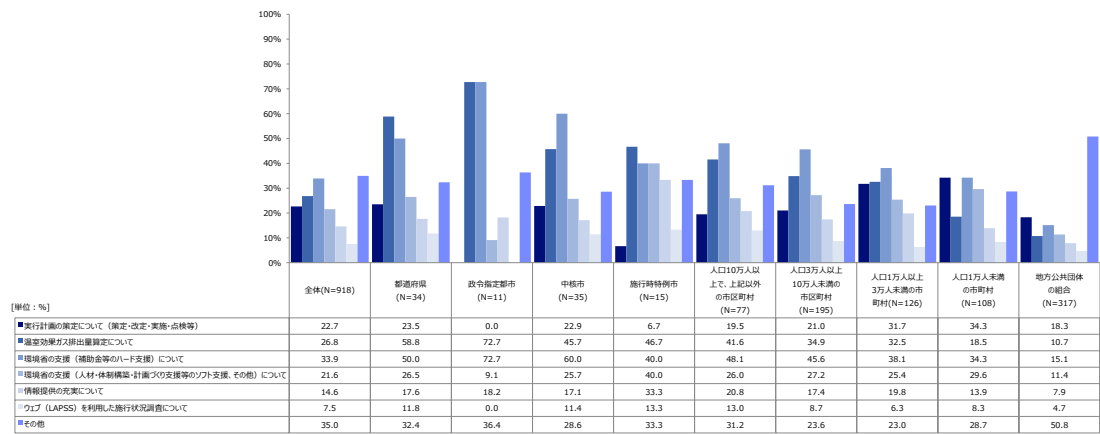
基礎自治体における環境省に対する意見・要望としては、「環境省の支援（補助金等のハード支援）について」（43.2%）が最も高く、次いで「温室効果ガス排出量算定について」（33.6%）、「実行計画の策定について（策定・改定・実施・点検等）」（26.8%）と続く。

図表 58 環境省に対する意見・要望【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市では「温室効果ガス排出量算定について」や「環境省の支援（補助金等のハード支援）」について」を選択した割合が高い。小規模な市区町村や地方公共団体の組合では、「特に意見・要望は無い」が大半を占める。

図表 59 環境省に対する意見・要望【団体区分別】



		実行計画の策定について（策定・改定・実施・点検等）	温室効果ガス排出量算定について	環境省の支援（補助金等のハード支援）について	環境省の支援（人材・体制構築・計画づくり支援等のソフト支援、その他）について	情報提供の充実について	ウェブ（LAPSS）を利用した施行状況調査について	その他	合計
回答数	全体	208	246	311	198	134	69	321	918
	都道府県	8	20	17	9	6	4	11	34
	政令指定都市	0	8	8	1	2	0	4	11
	中核市	8	16	21	9	6	4	10	35
	施行時特例市	1	7	6	6	5	2	5	15
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	15	32	37	20	16	10	24	77
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	41	68	89	53	34	17	46	195
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	40	41	48	32	25	8	29	126
	人口1万人未満の市区町村	37	20	37	32	15	9	31	108
	地方公共団体の組合	58	34	48	36	25	15	161	317
比率（％）	全体(N=918)	22.7	26.8	33.9	21.6	14.6	7.5	35.0	
	都道府県(N=34)	23.5	58.8	50.0	26.5	17.6	11.8	32.4	
	政令指定都市(N=11)	0.0	72.7	72.7	9.1	18.2	0.0	36.4	
	中核市(N=35)	22.9	45.7	60.0	25.7	17.1	11.4	28.6	
	施行時特例市(N=15)	6.7	46.7	40.0	40.0	33.3	13.3	33.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=77)	19.5	41.6	48.1	26.0	20.8	13.0	31.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=195)	21.0	34.9	45.6	27.2	17.4	8.7	23.6	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=126)	31.7	32.5	38.1	25.4	19.8	6.3	23.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=108)	34.3	18.5	34.3	29.6	13.9	8.3	28.7	
	地方公共団体の組合(N=317)	18.3	10.7	15.1	11.4	7.9	4.7	50.8	

